

# 学会問題の経過と往復文書

現時点における

# 大日蓮 (号外)

大日蓮(号外)

昭和二十二年五月二十八日 第三種郵便物認可

平成三年一月二十五日 発行

編集兼  
发行人

早瀬義純

418-03 発行所

大日蓮編集室  
静岡県富士宮市上条二〇五七

現時点における

## ＝学会問題の経過と往復文書＝

「東洋」の発刊に当たりて

（大日本雄略館）

## 「号外」の発刊に当たつて

このたび、現時点における「学会問題の経過と往復文書」を一冊の本にまとめ、弊誌の号外として発刊することとした。

今般の創価学会問題は、当誌の巻頭に掲載した藤本日潤総監の「経過説明」に示されるように、池田大作名誉会長と、秋谷栄之助会長をはじめとする創価学会首脳の、甚大なる慢心によつて引き起こされたものと言えよう。

当誌には、平成二年一二月一三日付の、宗務院より創価学会宛の文書から始まつて、平成三年一月一二日付文書までの八通の往復文書と、それに関連しての、宗務院より宗内僧侶宛に発せられた二文書の、都合一〇文書を日付順に掲載した。

このほかにも、聖教新聞に連日掲載している如く、創価学会からは多数の文書が宗務院等に届い

ているが、それらはおしなべて、根本から大きく外れた、いわば枝葉末節の論を大々的に展開しているにすぎないものである。つまり、「宗規の改正」や「テープ引用のミス」などを取り上げて、法律的にどうのとか、一連の措置の根底が崩れたなどと、あたかも鬼の首を取ったかのように喧伝しているが、今般の問題の本質はそのようなところにあるのではない。むしろ、根本を隠して枝末をあげつらう聖教新聞の論調は、創価学会首脳が等しく持つところの慢心と、姑息にして不正直な性質が露呈していると言えよう。

読者諸賢におかれでは、様々な情報に紛動されることなく、当誌に掲載した諸文書を熟読して今般の問題の経過とその本質を正しく御理解いただくとともに、唯授一人・血脉付法の御法主上人猊下に信伏隨從して、いよいよ正法護持・信行増進に御精進されるよう祈るものである。

平成三年一月二〇日

大日蓮編集室

平成二年半一月二〇日

子の時大國賀親の如きは、本邦新興の諸宗教の眞諦をもとに起る方の急進的な思想が、  
また御殿の文政の御門の如きは、新學の如く、明治の初期に於ては、一人、西郷隆盛の脳死三十人衆  
等の御殿の如きは、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、

は、御殿の如きは、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、  
は、御殿の如きは、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、  
は、御殿の如きは、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、  
は、御殿の如きは、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、明治の初期に於ては、

## 目 次

### 経過説明

① 宗務院より創価学会宛の 第三五回本部幹部会における 池田名誉会長のスピーチについてのお尋ね	日蓮正宗総監 藤本日潤	7
② 創価学会から宗務院への 九項目の「お伺い」	(平成二年一二月一三日付)	17
③ 宗務院より創価学会への「通知」	(平成二年一二月二三日付)	33
④ 宗務院より宗内教師宛に発せられた「急告」	(平成二年一二月二六日付)	47
⑤ 創価学会から宗務院への返書	(平成二年一二月二八日付)	51
⑥ 創価学会からの「お伺い」書に対する宗務院の返書	(平成二年一二月二九日付)	55
⑦ 宗務院より創価学会への返書	(平成二年一二月三〇日付)	73
⑧ 宗務院よりの「お尋ね」に対する創価学会からの回答	(平成三年一月一日付) ···	59
⑨ 創価学会からの「お尋ね」に対する回答 についての宗務院よりの指摘	··· ··· ···	95
⑩ 宗務院より宗内僧侶宛に発せられた「急報」	(平成三年一月一五日付) ···	113

(創価学会からの文書には、各頁の上部にケイ線を引いた。)

前回度合より室内講演會に於ける講演

（平成三年一月一日付）

## 経過説明

昨年末來の學會の開催の経過について、概略の説明を

させていただきます。

昨年夏の講演會の時、御挨拶の中で、學會との間に不協和音が生じ、具体的な対応には至りませんでした。そのための間に、池端先生会長の

発言の中での色々、不穏な空氣が風雲の形で入り、あるいはからであります。しかし、いずれも風雲の端を出ませんでしたので、具体的な対応には至りませんでした。一方で、七月末の學會との連絡會議においては、池端先生が本部幹事會が集中攻撃の形で、一方的に進んでいたるような形で、池端先生がたたかれて、池端先生は自衛へと逃れました。

この連絡會議の結果、學會は、前に名譽会長が爲めに幹

日通りの時に一度は、ヨナロツバから帰郷した時の現下から立派寺院の建設が進んでいることについては、お尋ねがあつたのであります。それからもう一度は、名譽会長がアノリカから帰郷して、お日通りの時、現下から十寅勤行の参加者の選定についてお尋ねがあつたのであります。學會はこれを取り上げて、外圍から那つたばかりで現れていた名譽会長は、現下から出る船ではな、連絡會議に出席せよいことだ」というようなことを言い出したのであります。これはまさに現下の御発音を對するものであります。これまことに現下の御発音を對するものであります。これがまた、現下が年度はそれを、現下が権威を發揮するにあつてなりつけたと非難しているのであります。

そして、次の八月度連絡會議の席で、學會側から名譽會長の秋谷会長が、現下から「法皇の發言封印は権威的、権威的懲罰にかける」とどならぬ、全くの名譽會長をなしてきました。

あとで脚下にそれを御報告したる現下は

## 経過説明

日蓮正宗總監

藤本日潤

昨年末来の学会の問題の経過について、概略の御説明をさせていただきます。

昨年夏の講習会の時、御挨拶の中で、学会との間に不協和音が生じている旨を申し上げましたが、具体的には申しませんでした。それは、それまでの間に、池田名誉会長の発言の中で、色々、不穏当な発言が風聞の形で入ってきていたからであります。しかし、いずれも風聞の域を出ませんでしたので、具体的な対応には至りませんでした。

一方で、七月度の学会との連絡会議において、学会側から末寺の諸問題が集中攻撃の形で、一方的にまくし立てるような形で出されました。これがきっかけで、宗門の綱紀自肅へと進みました。

この連絡会議の中で、学会は、前に名誉会長が猊下にお

目通りの時に、一度は、ヨーロッパから帰国した時、猊下から立川寺院の建設が遅れていることについてお尋ねがあつたのであります。それからもう一度は、名誉会長がアメリカから帰国して、お目通りの時、猊下から丑寅勤行の参加者のことについてお言葉があつたのであります。

学会はこれを取り上げて、「外国から帰つたばかりで疲れてる名譽会長に、猊下から出る話ではない、連絡会議に出せばよいことだ」というようなことを言い出したのであります。これはまさに猊下の御発言を封ずるものであり、

憮慢に当たるものであるとして、次の名誉会長、秋谷会長のお目通りの時に、猊下から御注意があり、たしなめられたのであります。ところが今度はそれを、猊下が権威を笠（かさ）に着てどなりつけた、と非難しているのであります。

そして、次の八月度連絡会議の席で、学会側から名誉会長、秋谷会長が、猊下から「法主の発言封じは憮慢だ、謗法だ、懲罰にかける」とどなられた、として、その非をならしてきました。

あとで猊下にそれを御報告いたしましたところ、猊下は

「橋慢謗法とは言つたが、懲罰云々は絶対に言つていらない」と仰せられました。学会へその旨（むね）電話で伝えましたところ、秋谷会長は、最初は「猊下がそうおっしゃるなら、そうかも知れない」と納得した形でありましたが、その後、秋谷会長より私・藤本へ電話があり、「名誉会長はいるのか」と聞いてるので、「懲罰」ということはたしかに言われた」と言い張ってきました。

その日、帰りの車の中で八尋に「宗門の懲罰はどうなつてしわけありません。有り難うございました」と答えました。このような経緯で、学会側もこの問題は納得したものと思つておりますところ、秋谷会長は「ああ、そうですか、恐れ入ります。申しけし、猊下は「絶対に言つていない」と仰せでありますので、重ねて秋谷会長に電話でその旨を伝えましたところ、秋谷会長は「ああ、そうですか、恐れ入ります。申しけし、猊下は「絶対に言つていない」と仰せであります。

この一つとして、またこの問題を蒸し返し、「懲罰だ」とどなられたとして、非をならしてきてます。全く反省のかけらもないと言うべきであります。

さて、今回の問題は、こうした流れの中で、一〇月の開創七〇〇年慶讃大法要、初会、本会も無事盛大に奉修せら

ーと照合して、このテープが改竄（かいざん）したものではないということを確認した上、一二月一六日、郵送をもつて、この「お尋ね書」を学会へ送ったのであります。ところが一二月二四日、学会から文書をもつて、六項目のお尋ねに対しても全く回答せず、かえつて九項目にわたる不遜な「お伺い書」なるものを提出してきたのであります。

その中で、先程の懲罰云々の蒸し返しと、さらに、七月二一日、お目通りの時に、猊下が名誉会長に向かって、「学会の記念行事があるので、御講に行かなくてよいと、あんた自身が地域の総代に言つたじやないか」と言われたとして、これを事実無根のことであるとして非難しております。ところが、猊下は全くこのようなことを仰せられておらず、事実無根のことを学会側が捏造して非難してきているということであり、本宗信徒としてあるまじき言動であります。

宗務院といたしましては、この非礼な文書を受け取った時点で、学会は、宗門からのお尋ねに対して、全く誠意ある回答をする意志がないものと認め、その旨を学会へ通告

れ、一一月の総本山御大会の砌、名誉会長お目通りの時、猊下より、正信会問題を発言する時には、その原因となつた学会の教義逸脱問題を忘れてはならない旨、また「権威・権力」という発言の問題等について、御注意や戒めがあつたのであります。

そして、一二月の上旬ころになって、一一月一六日、第三五回本部幹部会における名誉会長スピーチの録音テープが手に入つたのであります。その中の名誉会長の発言は、新聞発表とはおよそ掛け離れた、猊下、宗門、僧侶を蔑視するひどい内容が含まれていることが判りました。宗務院としては、これは總講頭という、信徒を代表する、影響力の極めて大きい、責任重大な立場の人の発言でもあり、その内容から話し合いを解消できる性質のものではないと考えましたので、この内容について、問題の部分を六項目にまとめ、文書により「お尋ね」という形をもつて、一二月度の連絡会議の時に提出したのであります。

ところが、秋谷会長は、出處不明のテープを元にして作成した文書は受け取れないとして拒絶いたしました。そこで宗務院は、他の会場の出席者から入手した他の数本のテ

し、しかして一二月二七日、臨時宗会を開いて、かねての懸案であつた宗規の一部を改正施行したのであります。

これは、法華講總講頭の任期が、宗制では、宗規において定める、としながら、宗規には定めがないので、これを今回、任期五年と規定し、大講頭その他の役員については従来の二年を三年と改め、また、附則によつて、これまでの總講頭・大講頭の役にあつた人の資格は喪失することとしたのであります。

これについて、学会では、事前に何の連絡もなく突然の措置であり、陰湿で姑息だと、また、学会よりも先にマスコミに流したのは不當などと非難しておりますが、本来、宗規の改正は、その内容が信徒に関わることであろうと、なかろうと、宗門独自に行うことであり、一切、信徒に事前に話し合つたり、連絡したりする必要はないのできります。しかも、このような状況のもとで、話し合いなどは、宗門が事前に流したなどということは絶対にありません。マスコミの一部が、どこからか聞きつけて取材に来たので、特に拒否する理由もないため、応じたに過ぎないのであります。

であります。

また、名譽総講頭の制度を廃止いたしましたが、これは、総講頭という役職そのものが名譽職に等しい役職でありますので、その上にさらに名譽総講頭の職を置くのは、屋上、屋（おく）を重ねるものであるということ、さらに、今回、総講頭の任期を五年と定めたことにより、従来のままであれば、将来、名譽総講頭が何人も出来てくるという不自然さが生ずる恐れもある、ということもありまして、今回、廃止したのであります。

また、信徒の懲戒条項の中に、新たに「言論、文書等をもつて、管長を批判し、または誹謗、譏諷したとき。」という一項が加えられました。これは、僧侶の懲戒条項にはあります、信徒のほうには脱漏しており、これもかねてよりの懸案事項でありましたので、今回、併せてきちんと規定したものであります。

日蓮正宗においては、信仰の上から、元々、御法主の尊厳性は冒（おか）すべからざるものであり、誹謗、譏諷はもとより、批判も許されるべきものではないのです。故に、そのような不心得を戒め、そのような罪を冒させる

ことのないよう、その防止を目的として、明確に規定したのであります。

それを、言論封殺を狙（ねら）つたものであるとか、民主主義の時代に逆行するものであると解釈するのは、全く日蓮正宗の信心というものを知らないか、または失つてしまつたものであり、気の毒としか言いようがありません。

また、批判と誹謗、譏諷とは、どこがどう違うのか、とか、批判はどこからどこまでを批判というのか、などと言つてくるのは、そこに批判しよう、誹謗しようという心があるからに他ならないのであって、そういう質問をもつてくる人には、その心を戒めてあげるべきであります。批判や誹謗、譏諷の解釈をしてあげる必要は全くありません。

また、「我々は、一月一六日のスピーチを聞いたが、全く不審な点はなかつた、おかしいと思うことはなかつた」と言う人がおります。連絡会議の時にも、学会側メンバーの人があ自分達も出席していたが、まずいなとか、おかしいなと思うことは一切なかつた」と明言しております。私どもは、あきれると同時に、「あのスピーチを聞いて、おかしいなと思わない」ということ、それ自体がおかしい

「んだ」と言つてやりました。あのスピーチを平氣で聞いていられる会員の信心というものは、既に日蓮正宗の信心ではなくなつてしまつてゐるということを、強く訴えていかなければならぬ、と痛感したものであります。

また、正信会の僧侶が許されたのか、今後も許されるのか、という質問があります。この件について申し上げます。

元正信会に属していた岩切寿英と原田篤道の二人が、三年から四年くらい前に、自らの非を認め、心から反省懺悔して、不法占拠していた寺院を明け渡し、在家として陰ながら寺院の仕事を手伝い、謹慎生活を続けて今日まで勤めてまいりました。この様子を御法主上人猊下がお聞きになりました。開創七〇〇年という慶祝の年に当たつて、本人が心から前非を悔い、反省し、また、許されるなら是非、僧侶に復帰を願っている、という心を御覧あそばされて、大慈大悲を賜り、必要な手続きを経て、一二月一七日、特赦の措置をとられたのであります。二人とも、来る一月一一日から、白衣小僧として当分の間、大坊に在勤修行の上、末寺へ所化として数年間在勤し、かかるのち、元の僧階に復帰を許されるという予定になつておりますので、皆様方には

よろしく御理解の上、もし本人にお会いの節は、暖かく励ましていただきたいことをお願ひいたします。

なお、今後もそういうことが有るのか、ということに対するましましては、私は、まず有りえないものとお答えしておきたいと思います。

宗門の今の状況を見て、あるいは正信会側から末寺僧侶に接触を求めてくる可能性は大きいと思われますが、宗務院といたしましては、正信会の不逞の輩との接触は厳禁いたしますので、これは固く守つていただきたいと思います。次に、一二月二七日、総講頭失格ののちの経過につきましては、まず、宗務院といたしまして、先に学会より提出された不当なお伺い書、これは本来、当方よりのお尋ねに對する回答がない状況のままでは、答える必要のないところでありましたが、そのお伺いの内容が、余りにも信徒としてあるまじき内容でありますため、その戒めのためにも、一二月二九日、この「お伺い」九項目に対する返書を出しました。同時に、宗務院から宗内教師各位に対し、これまでの学会との往復文書四点をセットにしてお送りいたしました。そして、実情の理解をお願いいたしました。

一方、学会側から、宗務院の一月三日付書面に対する返書が到着いたしました。それに対して、宗務院からさらに学会へ、一二月三〇日、テープの引用に誤りがあれば、その旨、指摘せられたい旨、書面を送りました。

続いて、学会から一二月三〇日付で、総講頭・大講頭資格喪失について、権威主義的であり、不当であるとする抗議の文書を宗務院へ出してまいりました。

さらに、年が明けて一月三日に至り、学会側から宗務院宛に、最初の宗門からのお尋ね六項目に対する回答の文書が、ようやく到達いたしました。そこには、宗務院からのお尋ねの中における、テープ引用の誤りを指摘した部分を除き、全体的に、全く宗務院からの指摘に対する反省の色は見られず、すべて誤解であるとか、意味の取り違いであるとか称して、自らの非を全く認めようとしない反抗的な態度に終始したものであります。いずれ、これに対しても再び宗務院として、その非を指摘してまいりたいと考えております。

また、その後、学会においては、聖教新聞によつて大々的に反抗的な態度を表明し、末寺においては、年末から正

月にかけて地元会員を動員して、面談、電話、手紙等によつて、いやがらせ、あるいはおどしに近いようなやり方で反抗を示し、最近はまた、宗規改正にからんで、森田理事長の名をもつて宗務院に対し質問書を出してくる一方、地元幹部を使って、末寺に同様の趣旨の質問状を突き付けてくるなどの、およそ信者とは思えない態度に終始しているという状況であります。

日蓮正宗において、戒壇の大御本尊と血脉法水の尊厳というものは、時代の変化とは全く関わりなく、永遠不变の、動かすべからざる信心の根本であるということを、私どもは全学会員に強く訴え、また、名譽会長の非を糺（ただ）し、反省を促していくことこそ、これからの大変なことであると考えるものであります。

そして、これは、どこまでも、我々は我々としての、僧侶の立場における、慈悲の精神を基本とする正法護持、令法久住の具体的な実践であると自覚して、御法主上人猊下のもと、一致団結して勇往邁進していくことを誓い合いましたと存する次第であります。

今後の具体的方針としては、まず、基本は一切、宗務院

の指示に従い、勝手な言動は厳に慎むことであります。その上で、当面の方針として、

一、御講の席、その他の適当な場において、隨時、名譽会長の誤りに対し反省を求め、また、一般会員の自覚を促す発言をしていくこと。

二、葬儀、法要の席などでは、行わないことを原則とするが、その場で質問を受けたり、説明を求められた場合には、時と場合を考えながら、これに応ずること。

三、会員よりの葬儀、授戒、婚礼、法要、その他の法務は、すべて從来どおり受け入れて執行すること。

四、個々の会員に対する応対は、親切丁寧を旨とし、些かも粗暴な振る舞い等があつてはならない。

五、学会からの脱会者については、寺院の直属信徒、あるいは法華講員として受け入れていくこと。これは從前

から定められていましたことですが、今まで消極的な姿勢でやつてまいりました。しかし、今後は積極的に受け入れてまいります。

ただし、現に学会員である者に対して、脱会を勧誘することは固く禁じます。しかし、「どうしたらよい

か」と相談に来た者に対しては、本人の意志によつて脱会すれば、「受け入れてあげる」と答えて結構であります。

それから、先程も触れましたが、

六、正信会の輩との接触は厳禁いたします。

以上、当面の方針として、この六点を申し上げておきますので、よろしくお願ひいたします。今後は、必要に応じて文書その他の方法によつて指示いたしますので、よろしく御承知願います。

以上、経過説明ならびに当面の方針とさせていただきまます。有り難うございました。

（平成三年一月六日の全国教師指導会から）

たる事も問題かは定かでないが、少くとも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。しかし、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。つまり、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。

本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。つまり、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。

たる事も問題かは定かでないが、少くとも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。しかし、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。つまり、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。

たる事も問題かは定かでないが、少くとも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。しかし、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。つまり、本部の方には必ずしもそれが必ずして、その間に問題が生じた事は、必ずしも本部の運営に影響を及ぼす事は間違いない。

## 松谷栄之助 様

去る一月二三日の連絡会議の席上において、「一月一日

創価学会会長

松谷栄之助 様

六日第二回本部幹部幹部会における池田名譽会長の質問に関するお尋ねの文書をお渡ししましたが、出處

不明のチラシを本とした文書を受け取ることをできないと

の理由に

宗務院

しつつ、改めて謝罪いたしまして、出處

に出席した信使からも、紙

ではないことが確認

されて、改めてこの文書を送達いたしましたが、到達の

日にせり、既に池田名譽会長へ届けするところ、文書がひいて貰

たる結果を頂戴いたします

事務局

以上

# ①宗務院より創価学会宛のスピーチに

## 第三五回本部幹部会における

### 池田名譽会長のスピーチについてのお尋ね

(平成二年一二月一三日付)

の間隔は、極めて遼闊な内容を含んでおりましたので、

お詫び申し上げる解決は不可能と考えます。

よって、改めてこの文書を送達いたしましたが、到達の日にせり、既に池田名譽会長へ届けするところ、文書がひいて貰たる結果を頂戴いたします

事務局

以上

ノ

池田名誉会長のスピーチ  
第三五回本部幹部会における  
池田名誉会長のスピーチについてのお尋ね

創価学会会長

秋谷栄之助殿

去る一二月一三日の連絡会議の席上において、一月一六日第三五回本部幹部会における池田名誉会長の発言に関するお尋ねの文書をお渡ししようといったましたが、出處不明のテープを本とした文書は受け取ることができないと理由にて受領を拒絶されました。

宗務院として、このテープについて数本のテープと照合しつつ、厳密な調査をいたしましたところ、改竄されたものではないことが判明いたしました。

さらに、一月一六日のスピーチの全国衛星放送の会場に出席した信徒からも、手紙や電話によって、疑問や不信の声が、総本山・宗務院へ寄せられております。

この問題は、極めて重要な内容を含んでおりますので、話し合いによる解決は不可能と考えます。

よって、改めてこの文書を送達いたしますから、到達の日より七日以内に宗務院へ必着するよう、文書をもつて責任ある回答を願います。

創価学会会長

秋谷栄之助殿

この度、平成二年一月一六日、第三五回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチのテープを聞きました。

それによると、聖教新聞の内容と大幅に違つており、特に宗門に関することが故意に削られ改作されていることがわかりました。しかも衛星中継をもつて全国の学会員に放送するため、当日のテレビ放映と新聞の内容の違いに不審を抱いた学会員から、学会について行けない旨の手紙が寄せられております。確かにテープの中には、昭和五三年六・三〇、一一・七等で確認されたことがまつたく忘れ去られている感もありますので、改めて拾い挙げてみました。何卒、責任ある回答を示されますよう、お願ひいたします。

平成二年一二月一六日 以上

日蓮正宗總監 藤本日潤

## (一) 御法主上人・宗門に関する件

1 「文化運動、ね。文化も一生懸命、今、仏法を基調にしてね、文化・平和。文化は要らないと、謗法だ。もうわけがわからない、ね。なんにも苦労していないから。

本当のことを、社会を知らないから、折伏もしていないから。(日達上人の昭和五〇年のNSAの第一二回の総会の平和文化運動に関するメッセージを引いて)それが

いけないって言うんですよ。折伏だけで、全部教条的にね、やれおかしいよって言うんだ。おかしいよ」

2 「猊下というものは信徒の幸福を考えなきやあいけない。權力じやありません。」

3 「全然、また難しい教義、聞いたって解なんいんだ。誰も解らないんだ、ドイツ語聞いてるみたいにね。それで『俺偉いんだ。お前ども、信徒ども、信者、信者』つて。そんなのありませんよ、この時代に。時代とともにやればいい、学会は。」

「でも根本とし、学会の使命遂行には、いささかも搖るぐことなき信心の大確信を堅持し、社会との融合を図りながら、広宣流布を進めていかねばなりません。」と創価学会の基本姿勢を述べられております。

この名誉会長の所感にありますとおり、日蓮正宗では、古来人法一箇の御本尊即大聖人を信仰の根幹とし、また大聖人の法体を継承遊ばされたすべての歴代御法主上人を正法の正師と押し奉つてまいりました。すなわち、歴代の御法主上人は、法体を護持継承される上から御本尊を書写され、またそれぞれの時代に応じて種々御指南されたのであります。したがつて、現時点においては、日顕上人を仏法における根本の師匠、大導師と仰ぎ奉り、信伏隨從する信仰姿勢が僧俗ともに肝要であることは、申すまでもありません。また、創価学会の基本姿勢についても、日蓮正宗の信徒団体として、僧俗合を根本に、布教活動を行い、それが伴う文化活動を推進していくことは大変大事なことがあります。その意味で、名誉会長の「恩師の二十三回忌に思う」との所感は、まさに正論であるといえましょう。

しかし、今回のスピーチは、その正論を述べられた名誉会長の言葉とは思えない内容であります。宗務院といたし

以上の1から4は、名誉会長の今回のスピーチの中から、その流れに沿つて拾い出したものであります。  
昭和五五年四月二日の聖教新聞に、「恩師の二十三回忌に思う」と題する名誉会長の所感が掲載されておりますが、そこでは、

「学会は、絶対尊崇の本源たる本門下種人法一箇の御本尊、宗祖大聖人に対し奉る信仰を根本とし、永遠に代々の御法主上人猊下を仏法の師と仰ぎ奉り、強き広宣流布の戦士たる誇りも高く、さらに、日蓮正宗の信徒として、いつそ外護の任を全うしてまいる決意であります。」

また、会員各位に対しても、

「今一度、学会の存立基盤に立ち戻り、あくまでも外護と布教という根本の宗教活動を主体とし、そのうえで、社会的存在としての文化活動を推進してまいるようお願いしたい。その意味から、僧俗の和合をあくまで

ましては、こうした発言の中に、名誉会長の本心、また血脉に対する押し方に、大きな疑いをもつものであります。以下、その問題点を挙げてみたいと思います。

第一番目に、聖教新聞紙上において、頻繁に「悪しき権威・權力と戦う」という語が見られますが、大概の場合、その「悪しき権威・權力」というものが、何を意味するのか明らかではありません。しかし、2の発言によれば、「悪しき権威・權力」とは別して御法主上人を指していることがわかります。しかも、この発言によれば、「現猊下は法主という権威に身を寄せて権力を振りかざすばかりで、信徒の幸福などはまったく考えていない」ということを言つてゐるのであります。このように、名誉会長は御法主人に対して「権力」と決めつけておりますが、創価学会でいう「悪しき権威・權力と戦う」の「悪しき権威・權力」が、なぜ御法主上人に相当するのか、お示しいただきたいと思います。

① また、第二番目に、3の発言は、主語はないけれども、これを見聞した人は、明らかに御法主上人に対する言葉と

受け止めるものと思います。すなわち、猊下の御説法、御指南というものは、外国語を聞くようになだ難しいだけで、信徒にとって現実的に役に立たないものと決めつけております。御法主上人の御指南にも、御説法、お言葉、その他の種々の内容があり、その中で、特に御説法は、本宗の甚深の法義を説くのでありますから、難しいのは当然であります。信徒として、深く拝聴理解すべく心掛けるのが当然であるにもかかわらず、このように批評するのは、御法主上人を蔑視するものであります。また、「俺偉いんだ。お前ども」等の発言は、まさに日顕上人を指していると思われますが、日顕上人は、かつてそのようなことを言われたことは、一度もありません。これらは、明らかに御法主上人に対する誣告であると思いますが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

### ③ 第三番目に、創価学会の推進する仏法を基調とした平和文化活動につきましては、名譽会長自身が「恩師の二十三回忌に思つ」の中で、折伏弘教と外護を根幹とした文化活動を推進するという大義を述べております。また、日達上人の賛同された御指南も多くありましたし、同様に現御法

うに申し開きをされますか。

第五番目に、「日蓮正宗の教義が、一闇浮提に布衍していつてこそ、広宣流布であるべきであります。日蓮正宗の教義でないものが、一闇浮提に広がっても、それは、広宣流布とは言えないのです。」

ついで、日達上人から、

「日蓮正宗の教義が、一闇浮提に布衍していつてこそ、

### (二) 創価学会創立五〇周年当時の回顧の件

解釈されます。しかし、正信会から学会及び名譽会長を守られたのも、また名譽会長を総講頭に再任されたのも現御法主上人であります。したがつて、「(今)の」猊下はまったく学会を守つてくれないと考えるのは、まったく過去に受けた恩義を省みない無慙な心だと思いますが、いかがでしょうか。

年当時を回顧して、

「五〇周年、敗北の最中だ。裏切られ、たたかれ、私は会長を辞めさせられ、ね。もう宗門から散々やられ、

正信会から。馬鹿にされ、そしてその上北条さんがもう、お先まつ暗ですね。」『何を言うか、六〇周年を見ろもう絢爛たる最高の実が、六〇周年が来るから元気だせ。』会長だから、これがよ。私は名譽会長など、厳しい御指南があつたのも事実であります。にもかかわらず、そのような御指南には一切触れずに、都合のいいところだけを引用し、創価学会は六〇年の歴史の中において、まったく間違いがなく、間違いはすべて宗門の側にあつたように述べております。そして、学会のやつていることに対する御先師方が理解を示され、学会を守られたという表現にすり替えているであります。また、この一連の言葉の裏には、当然現御法主上人が学会に対して理解を示さない、学会を守らないという意味を含んでいるものと

主上人も代替奉告法要、あるいは日目上人の第六五〇回遠忌の折に、本当の意味で仏法を基調とする平和文化活動は、大聖人の仏法を宣揚していく上で大事なことであると説かれております。ところが、これも主語はありませんが、前後の流れから、御法主上人を指していると思われる、1の発言によれば、「かつて折伏をされたことがまつたくなく、布教について何も苦労したことのない世間的無知であるから、平和文化活動を理解出来ずに無条件に否定する」ということであります。まず、御法主上人は、いつ、「どこで、仏法を基調とする平和文化活動を否定し、誘法だなどと言われていますか、お伺いいたします。また、多くの会員の前で、このようなことを公言している池田名譽会長の不遜な言動に対しても、どう責任を取られるのでしょうか。

### ④ 第四番目に、2の発言では、

「猊下というものは」

などと、御法主上人を指導、もしくは批評するごとき言語表現が、公然となされておりますが、日蓮正宗の信仰をする者として、あまりにも謙虚さに欠けた慢心の言であると思いますが、創価学会としてこうした発言に対し、どのよ

宗門に対する怨念すら窺われる内容であり、五二年路線に見られた教義上の逸脱への反省が、全く忘れられているよう思います。

いわゆる北条新体制発足に先立ち、昭和五三年一月七日、総本山において行なわれた全国教師総会並創価学会代表幹部会の席上、名誉会長は、

「先程来、理事長、副会長等から、僧俗和合の路線の確認、その他の問題について、いろいろと話がありましたが、これは総務会議、県長会議、各部最高会議の全員一致による決定であり、また私の決意であります。」

と述べられ、ついで昭和五五年四月二日、池田名誉会長の「恩師の二十三回忌に思う」と題する所感の中に、「創価学会が急速に拡大し、膨大化した結果、とくに近年、現実社会への対応に目を向けるあまり、信徒として、もつとも大切な御宗門との間に、さまざま不協和を生じてしまったことは、まことに残念なことであります。」

「私が展開した昭和五十二年の一連の指導に、発端の因があつたことは事実であります。」

と述べられているように、会長在職中の指導に教義の逸脱

があり、それが宗内において、重要な問題となつたために、その責任をとり、自らの意志に基づいて会長職を辞任したのであります。すなわち、

「昨年四月二十四日、私が会長を勇退し、合議と協調を基調とした新会則を制定し、規則の改正を図り、そのもとに、北条第四代会長の体制が誕生したのも、安定路線を具体化するためのあらわれの一つであります。」

と、後進に道を開くために、自ら進んで勇退したことを言明されております。それを今になって、

「会長を辞めさせられ」「宗門から散々にやられ」と公言するのは、まったく自語相違であります。よつて、この発言を撤回し、改めて自らの意思で辞任したことを表明すべきであります。

また、五二年路線の学会問題から正信会問題へと移行する史実の取り扱いについてであります。史実としては、創価学会の五二年路線という教義上の逸脱があり、それに対する宗門からの戒めと学会の反省があつたことは、先程来引用の名誉会長の所感やスピーチによつても明らかであります。

ります。この反省を前提として、御法主上人が、創価学会、並びに池田名誉会長を守られたのであります。

しかし、正信会の輩は、これを不服として血脉二管論等に代表される血脉否定の大謗法と、それに伴う教義上の異説を唱えたために、宗門から撻斥されたのであります。ところが近年、名誉会長のスピーチの中で、かつての宗門問題を取り上げるとき、「僧という立場、衣の権威を利かして、迫害した悪侶らがいた」という趣旨のことが言われておきます。すなわち、創価学会における教義上の逸脱を覆い隠し、学会にはまつたく非がなかつたような言い方をしておりますが、これは、正信会の名を借りて宗門を批判しておられます。また、正信会に関することを目的としているように思ひます。また、正信会に関することを述べる場合、学会の逸脱の問題から述べなければ、信徒に事実と反する誤認を懐かせ、宗門や寺院、僧侶等に対する不信を招く結果となることは明白であります。これらのことについて、学会はどうのように考えておりましようか、お示しいただきたいと思ひます。

### (三) 僧侶軽視の発言に関する件

「全然、また難しい教義、聞いたつて解らないんだ。誰も解らないんだ、ドイツ語聞いてるみたいにね。それで『俺偉いんだ。お前ども、信徒ども、信者、信者』って。そんなのありませんよ、この時代に。」

「大聖人が我が門下の死は、私どもの死は、信者の死なんて言わないです、大聖人は。そういうことはほとんどないです。門下、我が一類とかね、正信会なんて『信者、信者』言つて、みんな信者だ、御本尊のよ、坊さんだつて。違いますか、坊さんだけほか拝んでんのかよ。」

「今はですよ。出家つてもね、あのー、ちゃんと奥さんをもらつて赤ちゃんつくつてさ。」

等々と、「正信会の僧侶」と言いつつも、明らかに現宗門の僧侶宛てて非難しておりますが、これは僧侶軽視の発言であります。日顕上人は、昭和五五年一一月二六日の学会創立〇周年記念幹部登山会の折に、宗門僧俗の在り方について、

「宗門は法主があり、また、多くの僧侶があつて法を内から守り、在家信徒は法を外より護るのであります。また大聖人より唯授一人の血脉を伝える法主も、僧のなかからでてくるのであります。ゆえに、一番基本的な認識として、涅槃經に『内には智慧の弟子有つて甚深の義を解り、外には清淨の檀越有つて仏法久住せん』という文をもつて、僧俗を戒められているごとく、僧侶が嚴として法を伝えてきたこと、また、今日以後も永遠に法を伝えていくのであることを、十分考えていただきたいと思います。しかして、そのうえで僧俗和合して広宣流布に向かって前進していくことこそ肝要であります。」

と御指南遊ばされ、それを受けて北条会長は、創価学会を代表して、

「御指南を賜つた諸々の点については、学会をもつともよく御理解くださり、永い将来を慮り、御嚮導くださった深い御慈愛と押し、着実に実践に移して正法広布の大道を誤りなく前進していきたい。」

と応えられております。これこそ僧俗和合して、広宣流布

への大道を進む日蓮正宗の万代に至る在り方でなければならぬと思います。また、信者・信徒という言葉が、在家の門下に対し、あたかも侮辱しているようにとって、「そんなのありませんよ」という批判があります。しかし、日有上人の化儀抄にも、

「信者門徒より来たる一切の酒をば……」

とあり、また本宗宗制第三条にも、

「この法人は（乃至）広宣流布のため信者を教化育成し……」

とあって、信者なる語が格別に侮辱的な言辞とは思われません。諸橋大漢和辞典では、信者の項には、「宗教を信仰する者。教徒。信徒。」とあり、また信徒の項には、ただ二字のみ「信者」とあります。つまり、信者・信徒の語には、なんら在家を見下し、侮辱するような意味はありません。むしろ日蓮正宗の在家の信仰者として、胸を張つて「私は日蓮正宗の信者・信徒である」と自負すべきであります。したがつて、信者・信徒という言い方が、在家の方を馬鹿にしているという道理はまったくないのに、このようなことで、僧侶を批判されるのは、かえつて池田名譽会

長が、その短見を暴露されるだけであります。もし、僧侶のなかで「信徒ども」などと言つて、信徒を見下している者がいるなら、具体的にお示しください。

また、僧侶も御本尊を拝するという上から、一応信者であることには間違ひありませんが、日有上人は化儀抄に、「貴賤道俗の差別なく信心の人は妙法蓮華経なる故に何れも同等なり、然れども竹に上下の節の有るがごとく、其の位をば乱せず僧俗の礼儀有るべきか」

と仰せられ、また昭和五五年の特別學習会テキストには、創価学会において、

「この点、私達は日蓮正宗の信徒であることの意義を明確にし、僧侶に対しても礼節を重んじ、信徒としての姿勢を正すなかに僧俗和合の道を進めてまいりたいと思います」

と、僧俗の立て分けを示しております。このように、御本尊を拝する姿においては、一応平等であります。そこには当然僧俗の区別があり、礼儀をわきまえなければなりません。それにもかかわらず、

次に、  
「今はですよ。出家つてもね、あのー、ちゃんと奥さんをもらつて赤ちゃんつくつてさ。」

と、あたかも小乗教の戒律を守る者が聖僧で、女房・子供を持つ僧侶は破戒僧のような言い方であります。寺院における寺族の役割は、並大抵のものではありません。こうした発言は、僧侶のイメージを悪くしようとするところの誹謗であると思いますが、いかがですか。

布教について、日淳上人の御指南を引きながら、

「七〇〇年間折伏がそんなに出来なかつたんですよ。

よーく知つていらつしやるんです。今はもう当たり前

と思つてね。威張つている人がいる。とんでもない」

また、

「ゴ大統領は、新思考法といつて、もう、どんなことでも模索している。同じ布教においても、こういうふうに、みんな一生懸命考えながら、工夫して折伏するのがないでしよう、ね。日蓮正宗で、いなかつたんですよ。それを学会がやつてるから、学会を絶対にすばらしい、ということあります。」

と、日蓮正宗では、七〇〇年間まつたく折伏・布教ということをやつてこなかつた、あるいはまつたく出来なかつたと言われております。確かに創価学会の出現によつて、大きく広宣流布が進んだのは事実ですが、初代牧口会長を折伏したのは、法華講の三谷素啓氏であります。また、七〇〇年間の歴史の中には、宗史を飾る数々の法難が起きております。中でも加賀金沢においては最寄りの寺院もなく、藩の厳しい大石寺信仰の禁制の中にかかわらず、不

正しく今日に伝えられた僧俗の尊い弘教を冒瀆するものであると思いますが、いかがでしようか。

また、学会の大折伏に対し、宗門、あるいは僧侶が、それを軽んじたり、見下したり、また当たり前だなどと思つてゐるように言つておりますが、日顕上人が僧俗の関係について、

「僧と俗は令法久住と広宣流布について一体の使命をもつものであります。ただし、一体といつても、その苦労なかに自ら区別があります。すなわち、僧侶はとくに令法久住という意義において、在家は折伏・広宣流布という面において、それぞれ重大な使命を担つてゐるのです。」

と御指南のごとく、広布への実践の姿は違つていても、日蓮正宗の僧侶の中に、学会員の折伏弘教の姿を尊しとこそすれ、当たり前と思つて威張つている者などは、一人もおりません。もしいるなら、具体的に示してください。

また、

退の信心を貫いた信徒の姿は、久保家に伝えられる弘化三年一二月一五日の古文書に、

「久保家子孫代々に伝へまいらせ候。今日まで正宗の法華經唱へ奉り候へども、藩の取締り堅固なれば思ふ

ままに信心致し難く、大石寺にまかり出る事なかなか

至難に相なり候へば、ただひたすら襖の影より心ひそかに題目を唱へ居り候。何しか当家にも大声高らかに題目のひびき渡る時を祈り、正宗の經文を唱へらせたく、其の日を旭日の昇るが如くに心待ち居り候……」

と、制約された中にも、ひたすら總本山を渴仰する姿を窺うことが出来ます。こうした強信の徒が居たればこそ、加賀に延宝年間から明治にかけて一六の講中が結成され、さらに数十の講中が誕生したと伝えられております。この外、尾張法難をはじめ、数多くの法難の歴史は、皆その時ににおける折伏弘教によつて起つた法難であることは、歴史が如実に物語つております。また、現在においても、多くの法華講員が日夜折伏・弘教に努めていることは、ご存じのはずであります。したがつて、日蓮正宗が七〇〇年間まったく折伏をしなかつたなどと言つるのは、大聖人の仏法を、

「教条的な画一的な、時代にも相反した、そんなんである」と言われておりますが、これは今日においては、平和文化運動を抜きにして、当面する具体的な状況を考えず、機械的に折伏をさせようとしても無理だ、と言いたいのだと思

います。宗門においては、平和文化運動の必要性は、日顕上人の御指南にもあるとおり、必要なことであると思つております。ただ仏法の道理に照らして、あくまでも、

じやないか。そう書いてあるのに。」

と言われておりますが、これは今日においては、平和文化運動を抜きにして、当面する具体的な状況を考えず、機械的に折伏をさせようとしても無理だ、と言いたいのだと思

います。宗門においては、平和文化運動の必要性は、日顕上人の御指南にもあるとおり、必要なことであると思つております。ただ仏法の道理に照らして、あくまでも、

⑨ 「仏法を基調とすべきであること」

⑩ 「仏法流布のための平和文化運動でなければならぬこと」

と考えおられます。誰が、どこで、平和文化運動をいけない

と言つておりますか、示してください。

① 平成2年12月13日付文書

(五) 「真言亡国・禪天魔」の発言に関する件

名誉会長のスピーチの中に、

「平和運動、正しいんです。文化運動、正しいんです。

大いにやりましょう。それがなかつたならば、何やつてきや、どうしたら折伏出来るか。そうでしょう。ただ……、真言亡国・禪天魔、法を下げるだけでしょう。」

とあります。

この発言は、平和・文化運動の推進を意図するものであります。

この発言は、それに付随して、

「真言亡国・禪天魔、法を下げるだけでしょう。」

との発言は、見逃すことが出来ません。

このような発言は、平和文化運動がこれから弘教の第一義であつて、邪宗破折の四箇の格言は、現代社会に受け入れ難いものであるから法を下げるものである、と言つことなのであります。

しかし、大聖人は、

大聖人は強いイメージがあり、これではこれからの折伏が出来ない」として、「親鸞のイメージのごとき親しみが、これから折伏の条件」のように言われ、「大聖人の慈悲深い面をもつと表面に出したり、法門の中にもよいことがあるので、それを判りやすく説く私のスピーチを元にするよう」に、と言われたそうです。しかし、大聖人は、法華經に予証されたとおりの大難に逢われ、

「但日蓮一人これを読めり」

と、尊い身読をされました。その如説修行の上において、

国家権力を相手としつつ、一切の邪義を破折して、末法適時の正法を建立する法体の折伏を遊ばされたのであり、この御姿にこそ、一切衆生に対する御本仏としての、第一義の大慈大悲が存することを見過つてはならないと思います。

もちろん、個々の信徒に対する優しく御慈悲溢れる御文も多々あります。もし、そういうところのみを世間の人々にアピールして第一義を伏せ、親しいイメージを、といふのであれば、それは大聖人を正しく拝することにはなら

「此の國に真言・禪宗・淨土宗等の悪法・並に謗法の諸僧満ち満ちて上一人をはじめ奉りて下万民に至るまで御帰依ある故に法華經・教主釈尊の大怨敵と成りて現世には天神・地祇にしてられ他國のせめにあひ、後生には阿鼻大城に墮ち給うべき由・経文にまかせて立て給いし程に此の事申さば大なるあだあるべし申さずんば仏のせめのがれがたし。」

と仰せのごとく、折伏正規の末法においては、あくまでも立正安國論等に示される破邪顯正を第一義とすべきであり、平和文化運動は、仏法が導入されやすいように、人と人との信頼と、情愛の絆を深めるためのものであると思います。それを、

「真言亡国・禪天魔、法を下げるだけでしょう。」

との発言は、折折二門の上から明らかに撰受を本とした言い方であり、大聖人の教判並びに權実相對等の法義に違背したものであると思いますが、いかがでしょうか。

さらに、一一・一六以後の池田名誉会長の発言として、大聖人と親鸞のイメージを比較し、「親鸞は親しみやすく、

ないと思います。

このように、正義をそのまま正直に述べる大聖人の教法と人格が折伏出来ない理由になるというは、大聖人の人格と教法を否定する重大な仏法違背であると思います。また、「大聖人の法門の中のよいところを判りやすく説く私のスピーチを元にせよ」というのも、池田教による大聖人観であつて、大聖人の法門の全体ではありません。勝手に大聖人の法門を分断するのは、私的な法門であります。明らかに誤りだと思いますが、いかがですか。

(六) 「歓喜の歌」合唱について

「歓喜の歌」の合唱について、

昭和六二年の年末に学生部結成三十周年を記念して、この演奏、第九の演奏を私は聞きました。本当にいまでも忘れない。したがつて、私は、提案だけれども、創立六五周年には、五万人で、創立七十周年には一〇万人の、私はこの「歓喜の歌」の大合唱をして後世に残したいと思います。」

① 平成2年12月13日付文書

「それで、あの日本語でもやるけれども、そのうちドイツ語でもやりましょう」

と言われております。現在歌われている岩佐東一郎作詞の「よろこびの歌」自体には宗教色はまったくなく、結構だと思いませんが、原語（ドイツ語）の詩は、フリードリヒ・フォン・シラーという詩人の「歓喜に寄す」という詩で、

「歓びよ、神々の美しい輝きよ、樂園の娘よ、我ら炎

の瞳のごとくに酔い、天の汝の聖殿に足をふみ入れる……」等と訳され、キリスト教の神を讃嘆した内容になつております。したがつて、これを原語で歌うということは、外道礼讃となり、大聖人の、

「さきに外道の法弘まれる國ならば仏法を・もつて・

これをやぶるべし」

との御聖意にも反し、下種本門大法の尊い信者が、キリスト教を容認・礼讃することになると思いますが、それでもなおかつ当然と思われるのですか、お伺いいたします。

大石寺開創七〇一年を迎えるに当たり、

「富士の立義聊かも先師の御弘通に違せざること」

と、御開山日興上人が大聖人の御意をそのままに伝えられた富士の清流を濁すことなく、末代に流れ通わすために、日蓮正宗の基本的な信仰の在り方と、それに基づく広布への正しい進展を確認したいのであります。

以上を発言者池田名譽会長にお伝えの上、何卒、本年二月二〇日迄に、文書によつて当院宛に、責任ある回答をお願いいたします。

平成二年一二月一三日

日 蓮 正 宗 宗 務 院

## ② 創価学会から宗務院への「お伺い」

（平成二年一二月二三日付）

お尋ねの如きは、誠に心からお受けいたしました。第三十二回本懸垂講會に於ける池田名譽会長のスピーチについてのお尋ね」を謹んで

押送致しました。到着の日より七日以内に文書で回答をと  
うことです。ある十二月十三日の連絡会議でお話し申

し上げました通り、お尋ねの問題については、文書に致しましてもお答えいたしました。あくまでも話し合ひなれば、理どもお尋ねいたしましたことは、お尋ねいたしました。

つまり、教示をいただきながら、お話し合いを聽ねばと存じます。何卒、ご寛大なご配慮をお願い申し上げるもので、さざなまことお尋ねにつきましては、宗務院の御意向通りで

お尋ねいたしました。お尋ねいたしましたことは、宗門のことといふことで、近年、私見をとりまして、「宗門のこと」といふ

以上、かいづまんで問題と思われるところを述べさせていただきましたが、御法主上人並びに僧侶に対する蔑視及び非難や、過去五二年頃の逸脱についての無反省が明らかであります。故に、教条的な語をもつて宗門を軽蔑し、自らの考え方を主とし、是として、宗門を従わしめようとする野望が感じられます。これは、正しい令法久住、広宣流布の道ではないと思われます。

日蓮正宗總監

藤本 日潤殿

宗務院より郵送されました「第三十五回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチについてのお尋ね」を謹んで拝読致しました。到着の日より七日以内に文書で回答をとまつたのですが、さる十二月十三日の連絡会議でお話し申し上げました通り、お尋ねの問題については、文書に致しましても「文は意を尽くさず」で、なかなか真意が伝わらず、かえって誤解を生じても申し訳ないことですので、私どもと致しましては、あくまでも話し合いで、理解を深めさせていただきたいとお願い申し上げます。ご法務ご繁多のところまことに恐縮ですが、お時間をいただければ、年内でも結構ですし、連絡会議を開催いただき、そこで、ゆっくりご教示をいただきながら、お話し合いを賜ればと存じます。何卒、ご寛大なご配慮をお願い申し上げるものでございます。日程につきましては、宗務院の御意向通りで結構ですので、どうぞよろしくお願ひ致します。

さて、近年、私どもにとりましても、ご宗門のこととで、幾つか、胸につかえ、思い悩んでいることがござります。

とくに、本年に入つて、七月の登山の際のお目通りの席でのご法主日顕上人猊下のお振る舞い、十一月の御大会のお目通りの折のお言葉等につきましては、どう拝すればよいのか、大変苦惱しております。猊下のことにつき、少しでも云々することは、私ども信徒にとりまして、まことに恐れ多いことであります。余りに一方的かつ客観的にみても理解に苦しむお言葉につきましては、僧俗和合の将来にとりましても、きわめて重大な問題と憂慮せざるをえません。そこで、私ども信徒の気持ちもお汲みとりいただきたく、左記にお伺いしたい事項をまとめさせていただきました。もとより、これは総本山を外護申し上げる私どもの憂宗護法の思いの上から、お伺いしたいことをまとめたもので、決してご宗門を追及しようとか、そういうことでは一切ございません。従いまして、これに対するお答えも、いつまでにということは、私どもとして申し上げるものではございません。次の連絡会議の時でも結構ですし、民主主義の時代、対話の時代ですので、よろしい時にお話し合いをさせていただき、その折にご教示いただくことで結構でございます。要は、私どもの気持ちをおわかりいただきたいの

広宣流布にとつて最も大切なものは、万年にわたり崩れざる僧俗和合を築くことであることは申すまでもございません。私どもも一段と努力を重ねてまいり所存でござります。おたがいに、固執したり、感情的になつたりすることは、後世のためにもあつてはならない愚かなことでござります。この点どうか、ご賢察、ご勘案の上、重ね重ね、ご慈悲を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、ご法主上人猊下に、名誉会長から「くれぐれもよろしくお伝えください」と申しております。ことをお伝えしますとともに、猊下のますますのご健勝、宗門のご隆昌を、心よりお祈り申し上げます。

平成二年十二月二十三日

創価学会会長 秋谷栄之助

### お伺い

(一) 本年七月二十一日午後二時二十分より総本山大石寺大坊(大奥対面所)で行われたご法主日顕上人猊下と池田名譽会長、会長秋谷とのお目通りの砌

猊下は、七月十七日夜、東京・常泉寺において

ことは連絡会議で取り上げていきましょう。そ  
うしないと私共の責務を果たしていないことに  
なるのではないでしようか」と秋谷が申し上げ  
ましたら、総監は「そうですね」と同意をされ  
たことでもありました。

従いまして、これがどうして「法主の発言を  
封する、橋慢謗法だ!」というような猊下のお  
叱りをうけなければならないことになるのか、  
全く理解に苦しみます。これでは、当日の連絡  
会議の報告が猊下に正確になされたのか、疑問  
に思われるをえません。どうしてさきの秋谷、  
八尋の発言が仏法上の十四誹謗の「橋慢謗法」  
に当たるのか、御教示いただきたいと存じます。

(口) 次に、右の発言は、連絡会議という場で、  
信徒のお願いを申し上げたものです。それが  
「謗法」であるとの猊下のご叱責は、信徒がそ  
ういう場で猊下のことに関して、一切発言して  
はいけない、何らのお願いもしてはならないと  
いうことなのでしょうか。この点についても、  
お教えいただきたく存じます。

（イ）猊下がお目通りの時指摘された、七月十七日の連絡会議での秋谷並びに八尋の発言は、もつたなくも猊下の発言を封するような話をし始めたのでは全くございません。長期間の海外指導のものとに報告に参上した名誉会長に、猊下が立川寺院の工事が延びているとか、丑寅勤行の参加人数が少ないとかの問題を話されましたので、そのような問題は、実務に関する事でもあり、連絡会議でどんどん話し合い、猊下にそのようないい大変なことでご心配をおかけしないよう、連絡会議として、お互いが努力していきたい旨申し上げたものでございます。

（ハ）また、あの場での発言が橋慢謗法であるなら、それについてただ黙って聞いておられた僧侶方に、何ら問題はないのでしょうか。秋谷、八尋だけが謗法と言われ、同席していた僧侶が何もいわず、結果として猊下の御宸襟を悩しませめたことは、何の謗法にも当たらないのでしょ  
うか。ご教示をお願い申し上げます。（口もす未  
同日のお目通りに際し「私は、僧侶ですから大きな声は出しません。冷静に公平にすべてをみております」と仰せになりました。ところが、この「橋慢謗法！」とのご叱責の折には、大奥対面所の階下で待機していた学会副会長の森田、八尋、平野の三名が「閉まっています」などア  
越しに大きな猊下の声が聞こえるのでびっくりしました」という程の大聲で怒鳴られたのでござります。私どもには、猊下が双方の言い分も聞かず、一方的な報告によって叱られたように感じられ、まことに残念でならなかつたのであります。ご法主は、敬われるお立場ですから、どう

か私ども信者を小馬鹿にしたり、蔑んだりするお言葉を使わないと、僭越ながらお願い申し上げるものでございます。

いずれにしても、この最大の原因は、公平な報告をされなかつた宗門首脳にあるのではないよう、宗門首脳に強くお願ひ申し上げますが、いかがでしようか。

### (二) 次に、同日のお目通りの砌一

猊下は、名誉会長に向かつて「学会の記念行事があるので、御講に行かなくてよいと、あんた自身が地域の総代に言つたじやないか！」と頭から決めつけて詰問されました。

この件について、お伺い申し上げます。

(イ) 名誉会長が総代に言つたということですが、名譽会長はいつ、どこで、何という総代に、どう言つたのでしょうか。具体的に明示して下さい。

(口) また、この件を猊下に報告した人を明らか

にして下さい。

(ハ) 更に猊下に報告が入つたとして、猊下がお目通りで話される前に、その総代なりに、宗門の責任ある立場の人が事実の確認をされたのでしようか。お教え下さい。

そもそも、お目通りの席で詰問されたような事は名譽会長には全く身に覚えのないことであり、事実無根も甚だしいものであります。いやしくも

日蓮正宗宗内にあつて最高にして最も尊厳な法主のお目通りという場で、しかも猊下から、信徒の代表の總講頭たる名譽会長に直接詰られた事柄であります。そこにいささかも根拠のない噂話や告げ口による軽々な発言は絶対にあつてはならないことであります。まして、宗門興隆に今日まで未曾有の貢献をし、渾身の尽力をしてきた最大の功労者であり、大檀那である、名譽会長に対しても、余りにも非礼なことといわねばなりません。とくに、この問題は、總講頭が総代に直接指示したという、正宗内にあつては、きわめて重要な重みをもつ問題として出されたわけで、単なる誤りとして

て片づけられないものであることは、いうまでもございません。従いまして、私どもとしては、宗務当局に、この件についての事実関係をすべてお調べいただき、責任ある回答をお願いするとともに、もし事実でなければ、いかがなされるのか、お伺い致します。

この件は、世間法に照らしても、名譽会長の名誉、人格を著しく傷つける名譽毀損であり、人権蹂躪も甚だしいといわざるをえない問題です。このようなことが今後も起ると、宗門 자체の体质の問題ともなりますので、将来のためにも、断じて曖昧にせず、事実の経過を詳らかにしていただきことを、重ねてお願ひ申し上げるものであります。

### (四) 次に、本年の七月一日に行われた東京・世田谷の批判を、直接秋谷にされました。福島源次郎は、

法主の血脉を否定した日蓮正宗にとつて許すべからざる大謗法の退転者であります。かかる謗法の徒の言動を根拠とするのみならず、同調されたのは、何か特別な関係か、それとも他の理由があることでしょうか。お伺い申し上げます。

高野尊師は、宣徳寺増改築に当たり、住職の秋元涉外部長に資金を貸した経緯を語り、その際、秋元尊師の娘さん、奥さんを、借金の担保にする、しないなどの会話がかわされたことを話したのであります。嚴肅な落慶法要の席で、いきなり借金云々、また娘、夫人などを担保に云々など冗談に言動であり、許されるべきものではありません。

僧侶ならば信者に向かつて何を言つてもいいといい大村教学部長は、退転者・福島源次郎が書いた学会誹謗記事を使い、またこれに同調して、学会

うことでしょうか。また、高野尊師に借金し、そしたふざけたやりとりをした秋元涉外部長の言動にも問題があると思われます。宗務院は、これらの点につき、いかなる見解に立たれるのか、お伺い致します。

またこれに関し、億を超える金銭貸借が、住職間で個人的に行われたかのような雰囲気の話になつておりますが、もとよりこれは、寺院としての法人間の貸借であると思われます。宗教法人法上、またこれをうけた寺院の規則上、両寺院とも事前に法人の総代会（責任役員会）に諮るべきであると考えますが、この点、どのようになつてているのでしょうか。これは日蓮正宗寺院の法人運営上の根幹にかかることがありますので、ご確認いただきたいと思います。

### （五）再び、七月二十一日のお目通りの砌一

猊下は、秋谷に前記の「懲慢説法」と大声で怒鳴られたあと、更に激昂され、名誉会長に「あんたにもいつておきたいことがある。懲罰にかける

ます。その功德無量なることは、もうないなくも堀日亨上人をはじめ日昇上人、日淳上人、日達上人の御歴代のご先師上人が最大に賛嘆されているところでございます。その信徒の代表に対して、かりそめにも、懲罰云々などという言が宗内に出るようなことがあれば、それこそ、宗門にとつての一代汚点となりましよう。この点、猊下が明快に否定されたわけでありますので、宗務当局にも、この猊下の御指南を根本に、後世のために、重ねて明確にしていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

（六）本年十一月二十日午後零時二十分より総本山大石寺大坊（大奥対面所）で行われた猊下と名誉会長、秋谷ら五人の学会幹部のお目通りの砌一。猊下は、正信会を擯斥処分にしたのは「法主の血脉を否定したから」と言われる一方で、「その彼ら正信会が血脉を否定してまで法主を批判せざるをえなかつた原因は、学会にある」と仰せになりました。

から」と激しい口調で、早口で興奮して語られました。

この件につきましては、後日（八月二十二日）藤本總監を通し、電話で「懲罰云々については、私は言わない。懲罰というのは、重大なことであるし、心にも思っていないことだから絶対に言うわけもない」との猊下のご意思がはつきりと伝えられ、懲罰云々は言つていないと否定されましたので、そこに猊下の一切の真意があると、私どもは拝しております。ただお目通りの折りには懲罰云々と言われ、余りの唐突なご発言に、秋谷もびっくりした次第です。名誉会長も明確に聞いており、このことは、お目通りの終わつたあとの車中、同乗した秋谷、八尋に「宗門の懲罰委員会の構成はどうなつてゐるか」とすぐ聞いていることからも明らかであります。

申すまでもなく、創価学会は、日蓮大聖人の仏法を、今日、世界百十五か国にまで弘め、七百年間、誰も出来なかつた未曾有の折伏をし、宗門を外護申し上げてきたことは、周知の事実でござい

### この猊下のお言葉について、お伺い申し上げます。

もとより日蓮正宗にあつて、金口嫡々唯授一人の血脉相承が宗旨の根本であることは論を待ちません。それを正宗僧侶の身でありながら否定したとなれば、最大の師敵対であり、獅子身中の虫であつて、言語道断といわざるをえません。かかる正信会に対し、猊下が厳然と擯斥処分の断を下されたことは、令法久住の上から当然の大英斷であられたと拝するものであります。

そのうえで、これはまことに僭越なお伺いになりますかと存じますが、「正信会が血脉を否定してまで法主を批判した原因は学会にある」という趣旨のお話しさは、どう拝してよいか、思案に苦しんでおります。と申しますのも、法主の血脉という問題は、宗義の根幹のことであり、根本問題であります。いかなる理由があるにせよ、それを正信会が否定したということは、この根本に対する疑いを持っていましたからであり、そこに彼等の信心の本質があつたと見るべき問題であります。従いまし

て、法主の血脉を否定したのは、何よりも彼ら正信会に、この日蓮正宗の根本の信心がなかつたことに最大の原因があり、学会とは関係ない問題で、あると私どもはうけとめていますが、ご教示をお願い致します。

私どもは、日蓮正宗にとつて根本たる法主の血脉を、状況次第でいとも簡単に否定し、あまつさえ恐れ多くも猊下を裁判で訴えた正信会の行動は、信心の狂いの極みであり、悪鬼入其身の所業以外の何ものでもなく、人間としても最も糾弾されしかるべきであると思っております。事実、信者を自分たちの「オモチヤ」と称して見下したり、「学会員の葬儀はしてやらない」と脅迫したり、葬儀の席で「学会をやめないと成仏しない」と脅すなど、正信会の悪侶の過去の悪行は、これが僧侶か、否、人間かと思うほどの非道ぶりであり、これらを厳しく糾弾することは、猊下をお守りし、正宗の正しい信心を指導していくことにとって、最も大事なことと信ずるものであります。

とともに、もし、さきのよつた正信会に対する

誹謗中傷をつけながら、広布のため、人のため、懸命に折伏に励み、日蓮正宗の御本尊を弘めているのは、学会員であります。

また、聖教新聞では、折伏に関する活字が消えたということですが、本当に聖教新聞を読まれ、

調べた上でのことでしょう。聖教新聞には、今年五月七日から十二月の初旬まで、折伏に関する活字は、実に一七一五回も出ているのであります。それ以前もあらゆる所で、学会員の日常行動の前提として、また組織の活動のポイントとして、頻繁に出ております。更に、破折についても、聖教新聞に加え、創価新報、大白蓮華等に、最近の新宗教まで含め、そのつど、シリーズで掲載されています。今年各地で結成した青年大学校等では、破折コーナーを頻繁に設けて、折伏力を磨く努力をしており、ここには、二百万人を超える青年が参加しているのであります。

こうした明確な事実があるにもかかわらず、猊下が「学会は折伏、破折をやつていな」いと仰せられた根拠は、何なのでしょうか。この点につきましても、猊下に正確な報告がされていないと考

お話を宗門の公式見解であるとすれば、私どもの承知している宗門裁判の行く末にも多大な影響があるものと憂慮するものであります。

#### (七) 続いて、同日のお目通りの砌一

猊下より、「最近の学会は、柔軟になつた。折伏、破折をしなくなつた。聖教新聞からも、破折、折伏のことが消えてしまつた」というお話をありました。

しかし、事実は、今年もすでに十万人を超える人が入信していますし、ここ五年間をとつてみても、毎年、少ない時でも、十万人、平均して十五万から二十万の人の新入信をみています。これだけの入信者が生まれるには、毎年、百万を超える人に仏法の話、下種をしているわけであります。

また、最近の折伏に破折がなくなつたということも、理解に苦しむお言葉であります。地区や支部で、一人の人を日蓮正宗に入信させるにあたり、他宗の破折を含め、謗法払い等、どれほど苦労して折伏しているか。社会の真っ只中で、あらゆる

#### (八) 本年七月二十一日のお目通りに関連して

前記のお目通りに関して、ある週刊誌には「七月二十一日のお目通りの際 日顕上人猊下の前に池田名譽会長が机をたたいて怒鳴った」云々といふ捏造の記事が出ました。これにつきましては、例によって宗門と学会を反目させようとする徒輩の策謀であることは明白でありますが、全く虚偽の記事であるにもかかわらず、一度、活字に出ますと、それを真に受けた何人かのご僧侶、寺族、その他の方々から、名譽会長とはなんと非礼な人か、そんな常識も品位もない、また信心のない人だつたのか、と激しく非難されました。

もとより、名譽会長が、猊下の前で机をたたいて怒鳴った事実などないことは、その場におられた猊下が一番よくご存知のことであり、猊下もかの週刊誌を見られれば、週刊誌記事なるものがい

かにデタラメなものであるか、呆れ果てられることが存じます。しかし、このニセ記事に対し、これまで名誉会長も学会もいつものように歯牙にもかけない態度できましたし、馬鹿馬鹿しくて相手にもしてきませんでした。今後とも、眼中に置かぬ態度に変わりありませんが、宗内では、一度も、この記事の公式な否定がありませんので、不幸なことに、いまだに名誉会長のことを、この件で疑つている人もおります。

ことは窺下と名誉会長とのお目通りに関することであり、宗内的に、かりそめにもこの捏造記事が信じられ、定着するようなことがあれば、今後の僧俗和合にとって、重大な支障となり、不信の溝をつくるキッカケとなりかねません。そこで、宗内的にこの記事が全く間違いであることを、宗務院から、是非とも明らかにしていただきますよう、お願い申し上げるものであります。

(九) 本年十一月十四日夜、東京・常泉寺に於ける宗務院・学会連絡会議の折  
この連絡会議の席上、藤本總監より、学会寄進

の二百か寺計画の件につき、とくに東京における進捗状況が遅いということで「江戸川の大護寺以来、都内二十三区内に一か寺もできていない。理由は何か」と厳しい問責がありました。

この件について、お伺い並びにお願い致します。  
二百か寺の建立寄進につきましては、宗門外護の赤誠から、大石寺開創七百年の記念事業の一環として、学会が建立御供養申し上げることを発願し、昭和五十九年から十年計画で進めているものであることは、ご承知の通りであります。

僭越ながら申し上げれば、供養とは、徳勝・無勝童子の土餅の譬えを申し上げるまでもなく、私どもが自らの信心の真心を尽くして供給奉養するものであり、ご宗門はあくまでも納受される立場にございます。それが当日のお話は「東京が一か寺しか出来ていらない。理由は何か。一か寺づつの方で、しかも何か追及するような口調で切り出されたのであります。日頃から真剣に御供養申し上げてきた私どもが、まるで被告席に居て尋問をうけているような硬い、厳しい雰囲気でした。余り

に一方的な詰問に、怒りが込み上げてくるとともに、余りに情けなく、悲しみすら覚えたほどでした。

それはともかく、二百か寺建立寄進計画は、本年十二月二十一日の三重・白山寺院の落慶をもつて、この六年余りで、実に百十一か寺が完成致し、すでに用地取得済みのものを含めれば、百十九か寺まで進んでおります。建築の専門家にいわせても、これ自体、奇跡的なペースであり、他のどの世界でもできないことと驚嘆しております。とともに、この現代という時代で、十年間で二百か寺を一挙に建立しようとすること自体、常識では到底、考えられないことであり、ありえないことであるというのが、一般的な見方であります。私どもは、宗門外護の使命を果たすべく、今日まで、業者にもそれは大変な無理もいって、ひたすら一心不乱に建立寄進に邁進してきたのであります。

その私どもの努力・尽力に対し席上、何らのねぎらいの言葉もなく、ただ都内に出来ないのは、学会側の努力が足りないからではないかと糾され

たのでは、余りにも無慈悲、無慚な仕打ちと言わざるをえません。どうか、宗門の僧侶方におかれでは、今後は寺院の建立は、どこまでも信徒の真心の御供養から発するものであるという原点に立ち返つて、何があつても温かく受けいただき、もともと契約のようなものではありませんので、遅い理由を明らかにせよなどということは、やめていただきたいとお願いするのですが、私どものこうした考えは、誤りでありますか。お伺い致したく何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上、とりあえず、現在、私どもの心中にわだかまつていることを、お伺い事項として、九項目に要約させていただきましたが、このほかにも、まだお伺いしたいことは、いろいろございます。従いまして、これからも、場合によつては、お伺いさせていただきたいと存じますが、それも、連絡会議等の話し合いで結構ですので、何卒、そこで温かく御教示、御教導賜りますよ、心よりお願い申し上げる

### ③宗務院より創価学会への「通知」

(平成二年一二月二六日付)

お手元に於ける「創価学会の創立登記申請書」を拝見いたしました。申出者である高橋義人様の名前を、申請書には「(略) 藤原義人」と記載されていますが、(略)の部分は「高橋」の誤りでござる。他の記載事項は、登記申請書と一致するものと判断される。申請書の提出場所は、「新潟県立長岡高等学校」である。  
よって、新潟県立長岡高等学校における地図名権利化のスムーズ化についてのお尋ねの文書に対し、七日以内に文書による回答を禁されないのでなくす。かたて、「お問い合わせ」なる文書を用いて、異議無根のことから会員九項目の點問状を提出する。  
まことにモア・チャレンジ。

お手元に於ける「創価学会の創立登記申請書」を拝見いたしました。申出者である高橋義人様の名前を、申請書には「(略) 藤原義人」と記載されていますが、(略)の部分は「高橋」の誤りでござる。他の記載事項は、登記申請書と一致するものと判断される。申請書の提出場所は、「新潟県立長岡高等学校」である。  
よって、新潟県立長岡高等学校における地図名権利化のスムーズ化についてのお尋ねの文書に対し、七日以内に文書による回答を禁されないのでなくす。かたて、「お問い合わせ」なる文書を用いて、異議無根のことから会員九項目の點問状を提出する。  
まことにモア・チャレンジ。

宗務院より、眞理学会への「懇談」

(平成2年12月26日付)

平成2年12月26日

日蓮正宗總監

藤本日潤

創価学会会長  
秋谷栄之助殿

宗務院といたしましては、最早や池田名譽会長の二、三  
「第三五回本部幹部会における池田名譽会長のスピーチ  
についてのお尋ね」の文書に対し、七日以内に文書によ  
る回答を求めましたところ、話し合いで理解を深めたいと  
の御返事をいただきました。

一二月二三日付書面を拝見いたしました。  
第三五回本部幹部会における池田名譽会長のスピーチ  
についてのお尋ねの文書に対し、七日以内に文書によ  
る回答を求めましたところ、話し合いで理解を深めたいと  
の御返事をいただきました。

宗務院といたしましては、問題の本質が余りにも重大で  
あり、かつスピーチの本人である池田名譽会長不在の連絡  
会議の場で話し合いをしたり、解決をはかることの出来る  
性質のものではありませんので、最初から文書による責任  
ある回答をお願いしているのであります。然るに、全く回  
答を示されないのみならず、かえつて「お伺い」なる文書  
をもって、事実無根のことがらを含む九項目の詰問状を提  
出せられるなど、まことにもつて無慙無愧という他ありま  
せん。

以上

付入

出でられる事なく、また、その旨も「誠懇懇賛」として述べられてゐる。そこで、寺田主教は、「まことに本會は正規の基督教の福音宣傳の場である事無き」旨を書いた。これは、主教の「誠懇懇賛」の意である。しかし、本會は「誠懇懇賛」の意である事無き旨を書いたのである。そこで、寺田主教は、「まことに本會は正規の基督教の福音宣傳の場である事無き」旨を書いた。これは、主教の「誠懇懇賛」の意である。

主教の「誠懇懇賛」の意である事無き旨を書いたのである。そこで、寺田主教は、「まことに本會は正規の基督教の福音宣傳の場である事無き」旨を書いた。

付入

金額の舉り措し者にさへ、神聖なる事の出来事であり、必ずスコットの本人である寺田主教が見守る事務室にて、開設の本資を余り口を離さず、常に守護する事であつた。

付入

主教の「誠懇懇賛」の意である事無き旨を書いたのである。そこで、寺田主教は、「まことに本會は正規の基督教の福音宣傳の場である事無き」旨を書いた。

付入

**④宗務院より宗内教師宛に発せられた「急告」**

各教会における「急告」は、聖教新聞紙上に掲載されているものとは異なり、大要ひどい内容であることが、その録音テープによ

りて判明いたしました。

(平成二年一二月二八日付)

付入

すでに聖公会の「急告」は、聖教新聞紙上に掲載されるものとは異なり、大要ひどい内容であることが、その録音テープによ

りて判明いたしました。

批評と想われる箇句を削除してきました。特に、「お尋ねの如きは、必ず寺田主教の御名前を冠する事無き旨を書いたのである。そこで、寺田主教は、「まことに本會は正規の基督教の福音宣傳の場である事無き」旨を書いた。

付入

平成二年一二月二八日

宗内教師 各位

急 告

最近の宗門と学会との問題について、取り急ぎお知らせいたします。

すでに聖教新聞紙上でご承知のとおり、池田名誉会長は各会合におけるスピーチにおいて、御法主上人や宗門への批判と思われる言動を繰り返してきました。特に、本年一月一六日の第三五回本部幹部会における実際の名誉会長のスピーチは、聖教新聞紙上に掲載されているものとは異なる、大変ひどい内容であることが、その録音テープによって判明いたしました。

この言動に対し、宗務院としては一二月一三日の宗務院・学会の連絡会議の席上で、当該スピーチの内容についての「お尋ね」の文書を学会側に手渡そうといたしましたが、「出處不明」のテープによつた文書は受け取れない」として拒否されました。宗務院としては、入手した他の数本

のテープ（それぞれ別会場で録音したもので入手先が別のもの）と照合調査し、その内容が改竄されたものではないことを確認し、一二月一六日に、「お尋ね」の文書を学会に送付いたしました。

これに対して、一二月二十四日、学会より返書が送付されできましたが、先の「お尋ね」に対して、まったく回答せず、かえって九項目にわたる不遜な「お伺い」書なるものをもって、御法主上人や宗門を讒謗してきました。

このようない連の流れの中で、現行の宗規に不備が認められたので、一二月二七日、臨時宗会を開催し、宗規の一部を改正して、即日施行することを議決いたしました。この結果、一二月二七日付けをもって、従来の總講頭・大講頭などの法華講本部役員は、その資格を喪失したのであります。

ところが、こうした宗門の動きを聞き付けた学会は、種々な対応策を立てているようであり、總本山及び各末寺への参詣を停止、乃至制限するなどの動きもあるようになります。

宗内教師各位には、こうした状況をよく認識し、かつ紛動されることなく、また先走つて軽挙妄動することのない

④ 平成2年12月28日付文書

よう、宗務院の指示に従つて、一意御奉公の誠を尽くされることを願います。とても多くお尋ねを承り、心より感謝いたします。

なお、追つてこれらに関する資料をお送りいたしますので、熟読するよう願います。

（略）

以上

（略）

## ⑤創価学会から宗務院への返書

（略）

（平成二年一二月二八日付）

（略）

◎ 嘱託学会から宗門へ の 文書

（平成二年一二月二八日付）

平成二年十二月二十六日付書面を拝見致しました。

宗務院からの十二月十六日付文書の内容につきましては、その根拠とされているテープの出所が不明確であるのみならず、私どもが懸念していたとおり、その引用自体がきわめて不正確であり、明らかに意味を取り違えたものとしか思えない部分が少なからずございます。さらに、根拠のない伝聞に基づいて憶測を加えたり、あろうことか「池田教」とか「私的な法門」などと決めつけた部分まで見られます。

従いまして、私どもと致しましては、このような書面を前提にしたままで、文書によつては責任ある回答をすることはできないと考え、かつまた、ことがらの性質に鑑みれば、何よりも真摯な胸襟を開いた話し合いこそ重要であると思われますので、その旨のお願いを申し上げたわけでございます。

とともに、互いにわだかまりを残したままでは、僧俗和合の実をあげることはできませんので、九項目にわたるお伺いをさせていただき、あわせて話し合いの場でご教示いただきたいと申し上げたのでございます。

それに対して、私どもの「お伺い」を「詰問状」である

とか、「回答を示される意志が全くない」とか、「無慙無愧という他ありません」と一方的に決めつけられ、その旨通知するというのは、あまりにも独断的かつ理不尽きあまりないものであります。私どもと致しましては、何故、ご宗門がこのように頑なに話し合いを拒絶されるのか、全く理解に苦しむものであります。

また、池田名譽会長不在の場では話し合いはできないとのことであります。ことは創価学会の弘教活動それ自体の問題であり、執行部として責任をもつて対処してまいり所存でございます。

従いまして、私どもは、あくまでも話し合いによつて、池田名譽会長のスピーチの真意と広宣流布・宗門外護にかける真情をご理解いただきたいことを、重ねてお願ひ致します。その際には、スピーチのテープを再生し互いに確認しあいながら、すべてをありのままに明らかにしたいと存じます。

ご宗門におかれましては、どうか、私どもの心情をお汲み取りいただき、よろしくご再考いただきたいことをお願ひ申し上げる次第でございます。

平成二年十二月二十八日

創価学会会長

日蓮正宗総監

藤本 日潤殿

秋谷栄之助

お思ひの如きの御質問には期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

お尋ねの如きの御質問は期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

お尋ねの如きの御質問は期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

創価学会会長

秋谷栄之助

第三回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチについてお尋ねの文書に対しても、廿以内に文書による回答を求めましたところ、全くでも合意せず一方的な返答で、回答をおされないばかりか、かくしてお聞かせいたしましたが、あまりにも懶惰のない対応

## ⑥ 創価学会からの「お伺い」書に対する宗務院の返書

お尋ねの如きの御質問は期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

お尋ねの如きの御質問は期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

お尋ねの如きの御質問は期せずしてお對応せられぬ程で、實に心苦しいものと存る。併し眞理を傳播する爲めには何よりも重要であるが故に、必ずお詫び申す。但貴は誠に御説の事も多うござり、本題の上より御質問ある所を尋ねてお聞かせ願ひます。

(平成二年二月二九日付)

出なよ  
（平成二年二月二九日付）

58

## ◎ 陰陽学会による「は団」書

創価学会会長 秋谷栄之助 殿 創価学会会長

### (1) 本年七月二一日の池田・秋谷両氏の御目通りの件

#### —御法主上人の発言封じについて—

(イ) の件は、御法主上人のお言葉のすり替えと軽蔑の言が目立ちます。

第三五回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチについてのお尋ねの文書に対し、七日以内に文書による回答を求めましたところ、あくまでも話合いでという一方的な返答で、回答を示されないばかりでなく、かえつて「お伺い」なる文書をもって、九項目の詰問状が提出されてまいりました。

当方からの文書に誠意ある回答が寄せられない今、これに答える必要はありませんが、あまりにも信心のない、哀れな姿を黙視することが出来ず、正信に目覚める一助にはればと認めました。

よくよく熟読玩味下さい。

以上

平成2年12月29日

日蓮正宗総監 藤本日潤

書類提出後、即ち、本件は、御法主上人の御目通りの件として、御法主上人へ提出されたものと見受けられます。

まず、御法主上人が「丑寅勤行の参加人員が少ない」と言われたように書いていますが、これはお言葉のすり替えです。長い間、学会では登山宿泊者の四分の一しか出席させなかつたことが判り、かつ、せつかく登山したのに丑寅勤行に出られないという一部信徒の声も耳に入り、また登山センターの中心者に話しても、一向に埒が明きませんので、「画一的に四分の一にしないで、出たい人は出させてあげたらどうですか。そのかわり出たくない人が多いなら、出なくとも、また少なくともよいのです」という趣旨を述べられたので、参加者が少ないという苦情を申されたのではありません。一人一人の信心を大切にされる御法主上人のお心に対し、本年七月一七日の連絡会議に出席した学会首脳の各氏が、軽はずみな批判をしたことは、御法主上人を蔑ろにしているものと思います。

すなわち、当日の席上、まず八尋氏は「ヨーロッパの微妙なことをお話しして理解してもらい、それが終わって立川

寺院が遅れている、どうしたのかと猊下から言われた。名誉会長は疲れて行つた。今度はアメリカから帰ってきて西片へ行つた。疲れて行つた。丑寅勤行の話しが出た。こういう話が出るのかと思った。疲れた身体に鞭打つて行つた。そういう中で、ふさわしい話ではないと思った。猊下と名誉会長の中では出でてくる話ではないな。むしろ連絡会議でやるべき話ではないかと思つた。疲れた身體に鞭打つて行つた。連絡会議でやつてもらいたい」と述べ、次に秋谷氏が「丑寅勤行の話は、連絡会議で言つておけよと言つていただきたい。名譽会長を煩わせたくない」と言い、野崎氏は「名譽会長が、猊下に呼ばれて言われたという形になる。權威を押しつけられるような印象で、よくないと思う」と、わけの判らない形式論を述べて、御法主上人が權威を押しつけるものと誇り、また森田氏は「猊下と名譽会長の話はもつと高次元の話をしてもらいたい」と、御法主上人のお話を侮辱しております。

御法主上人が、たまに名譽会長の訪問を受けて、「ご苦労様でした」と種々ねぎられた後、名譽会長の話を長時間聞かれ、その後、立川寺院の建立が遅れていることや、丑寅勤行に関するなどをそれぞれ申されたことが、なぜそ

ております。

とくに、野崎氏の「權威云々」とか「よくない」などの発言は、どこに信仰心があるのかを疑うものであります。逆に、御法主上人が自らの分を弁えず、權威ある名譽会長を呼びつけたというような印象を懐くとするのは、本宗の信仰から見て本末転倒であると指摘します。一宗を統率される御法主上人が、必要と思われたことを、誰人に対しても述べられても、それに信伏隨從するのが信徒の立場であり、仮にも文句や言掛りをつける筋合いはありません。しかも、七月二一日の御目通りの席上、御法主上人からの御注意に対して、最終的に名譽会長は、「（今後、御法主上人の御発言の）封じ込めみたいな言い方に対する注意します」と述べた由、伺っております。それにもかかわらず、今回、このように蒸し返してきたことを考えるとき、「注意します」という反省の意が、まったく失われております。このことは、信徒として、いかに誠意なく、不正直であるかが明白であります。

なお、私藤本が、連絡会議の席上で「そうですね」と同意したと言われますが、御法主上人の御発言を封じたかたちで、連絡会議で取り上げるようなことに、同意したことなどは絶対にありません。もし、そのように思われたとしても、絶対にありません。もし、そのように思われたとし

のような批判とか憤慨に当たるのでしょうか。丑寅勤行に出たい人が出られないのは可哀想だという御法主上人の御慈悲のお言葉を、低次元とする批評こそ無慚極まりないものと信じます。また、そのことを、怨念をもつて後々まで問題にするのでは、本当に恐ろしく、呆れ果てて言葉もありません。さらに、それほど名譽会長がお疲れならば、ゆっくり疲れを癒した後に御目通りをされるのが、むしろ礼仪ではないでしょうか。御法主上人は、いついかなるときでも、早急においで下さいなどとは、一言も仰せられたことはないはずであります。

しかるに、前記の各氏の一連の発言は、明らかに御法主上人のお言葉に対する干渉であり、言掛りをつけるものであります。これはまさに御法主上人にに対する軽蔑以外の何ものでもありません。軽蔑の言には、すなわちその心に憍慢があるからであります。これは誰が見ても明らかな道理であると思います。したがって、御法主上人はこの報告を聞かれて、七月二一日の御目通りの際に、池田・秋谷両氏に対して「そういう言は、法主の発言を封ずることになる」と、何度も意を尽くしてお話をされたのですが、一向に理解しないという経過の上で、「憍慢謗法ですよ」と仰せられたのであります。まことに理路整然としていると確信し

たら、それは長い対話の流れの中で、それ以外の事柄に領いたのを、学会首脳の各氏が間違つて取つたのであります。要するに、御法主上人のお言葉を問題として批判された諸氏は、その心底に無信心より起こる軽蔑と見下しがあることは明白で、これはまさしく憍慢に当たるものであります。大聖人の「信心するは隨喜なり」「隨喜と申すは隨順の義なり」、また「何に法華經を信じ給うとも謗法あらば必ず地獄にをつべし」との御金言を深く体すべきであります。

(b) 次に、「右の発言は、連絡会議という場で、信徒のお願いを申し上げたものです。」「信徒がそういう場で猊下のことに関して、一切発言してはいけない、何らお願いもしてはならないということなのでしょうか」とあります。が、御法主上人の御発言を封じるような言動がいけないと言つているのであります。もし名譽会長や秋谷氏が、信徒として、御法主上人にお願いがあるならば、御目通りの手続きを経て、直接猊下に申し上げるべきで、従来もそれを拒まれたことなどは一度もありません。その筋を違えて、連絡会議という事務上のレベルの場において、御法主上人のお言葉を批判することは、信徒としてあるまじきことで

あります。しかも、これに関する諸氏の発言は、お願ひと  
いうより、むしろ御法主上人に対する軽蔑、見下しの批判  
であつたと断言いたします。

憐慢の姿を指摘するものであります。

(ハ)

七月一七日の連絡会議の席上で、学会首脳の各氏の  
発言が、「憐慢謗法であるなら、ただ黙つて聞いておられ  
た僧侶方に、何ら問題はないのでしょうか」とのお伺いで  
すが、当日の会議は、学会側が「今日は話を聞いて頂く」  
というもののすごい剣幕で、一方的に宗門に対する種々の問  
題をまくし立てたのであります。不審な点を聞こうにも、  
当方の言葉を差し挟ませないばかりか、一人の話が終わら  
ぬうちに、次の者が宗門や僧侶を批判するという有様で、  
言いたい放題言い終わるや否や、当方の返答など一切聞か  
ず、「今日はこれで」と座を立つたのであります。このよ  
うに、当方の発言を封する状態にしたのは、学会側ではあ  
りませんか。常識的に考えて、あのような状況下では、ま  
ともな返事ができるわけがありません。したがつて、この  
批難は、質問としてまったく当を得ておません。反対に、

連絡会議という宗務院と学会における、実務上の最も重要  
な場において、あのような状況を作り出した学会首脳の、

従来述べてきたように、御法主上人の「憐慢謗法」との  
お言葉には、整然たる理由があり、その事実を述べられ  
たのであります。日蓮大聖人以来の御法体を厳護継承せられ、  
この世でただ御一人、本門戒壇の大御本尊の御内証を御書  
写遊ばされる御法主上人に対して、「どうか私ども信者を  
小馬鹿にしたり、蔑んだりするお言葉を使わないでいただき  
たい」との不遜この上ない言葉を、牧口・戸田両歴代会  
長が聞かれたら、何と悲しまれることであります。こ  
うした暴言を、何の憚りもなく吐けるのは、無道心の現学  
会首脳の体質の現われでありますから、この御法主上人へ  
の暴言は、そのまま学会首脳へお返しいたします。

(2) 本年七月二一日の池田・秋谷両氏の御目通りの件

#### 1 事実無根の発言について

貌下のお言葉として「『学会の記念行事があるので御講  
行かなくてよいと、あんた自身が地域の総代に言つたじ  
る』ことについて」とお尋ねになりましたが、まず大村教  
學部長は、福島源次郎氏とは何の関わりもありません。ま  
して、特別の関係などがあろうはずはありません。

また、「連絡会議における」と言つておりますが、これ  
も明らかに誤りであります。正しくは連絡会議の場ではな  
く、その終了後の別室における席上であります。

大村教學部長は、福島源次郎氏の言葉のみによつたので  
はなく、一般の人々の間でも噂になつてゐることでもあり  
ますので、あえてその噂を否定するつもりで、「財務をノ  
ルマのようにしてはいませんね」と伺つただけのことであ  
ります。この質問は、そうしたことと、むしろ学会内にお  
ける異体同心の絆がこわれてはいけないと案じたからであ  
ります。

#### (3) 昭和六一年七月の宗務院・学会連絡会議における大村 教學部長の発言の件

やないか！」と頭から決めつけて詰問されました」と言つ  
ていますが、これも実際とはまったく相違した、事実無根  
の誤りであります。

御法主上人は、一般の学会員の中で、そういう指導があ  
ることについて注意されたのであります。

御法主上人は、「あんまり寺へ行くな」とか、「これから  
は好い加減にしろ」とか、「いつといつはいかないよう  
にしろ」などの幹部指導がなされているという報告が耳に  
入ってきているという意味のことは述べられましたが、名  
誉会長に「御講に行かなくてよいと、あんた（名誉会長）  
自身が地域の総代に言つたじゃないか」などとは、決して  
言つておらず、恐らく御法主上人に対しても、当日の池田・  
秋谷両氏の混乱した感情による聞き違いか、あるいは両氏  
によるまったくの捏造であります。

したがつて、そちらの(イ)、(ロ)、(ハ)の詰問のすべては、ま  
つたく事実に反した大変な見当違いであります。反対に、  
このような誣言によつて御法主上人を攻撃せんとするこ  
自体が、わざと御法主上人のイメージダウンを狙う卑劣に  
して懶惰な策謀であり、宗門を外護する純真な信徒として  
は、絶対にあるまじきことであると指摘します。

大村教學部長は、福島源次郎氏の言葉のみによつたので  
はなく、一般の人々の間でも噂になつてゐることでもあり  
ますので、あえてその噂を否定するつもりで、「財務をノ  
ルマのようにしてはいませんね」と伺つただけのことであ  
ります。この質問は、そうしたことと、むしろ学会内にお  
ける異体同心の絆がこわれてはいけないと案じたからであ  
ります。

ります。そのどこが、学会批判になるのでしょうか。

なお、本年七月の連絡会議で、秋谷会長は「福島は下劣な人間である」と言わされました。今回も「福島は下劣な人間である」と言わされました。福島源次郎氏が、現在創価学会に所属していないとしても、法主の血脉を否定したなどということは、まったく聞いたことがありません。

しかば、日蓮正宗の信仰をしている者について、「大謗法の退転者」と頭から決めるのは、むしろ「法華經を持つ者をば互に毀るべからざるか、其故は法華經を持つ者は必ず皆仏なり、仏を毀りては罪を得るなり」との御文に違背する謗法行為であることを指摘します。

(4) 本年七月二日の宣徳寺本堂・庫裏増改築落慶法要における高野法雄師の祝辞の件

本年七月二日の宣徳寺本堂・庫裏増改築落慶法要における高野法雄師の祝辞は、確かに慎重を欠くものであり、軽率な発言であります。このよつたな発言に対し、宗務院として、当人に厳重に注意いたしました。

(5) 本年七月二一日の池田・秋谷両氏の御目通りの件

七月二一日の御目通りに際して、御法主上人が「名譽会長に『あんたにもいっておきたいことがある。懲罰にかかるから』と激しい口調で、早口で興奮して語られました」と書いてありますが、創価学会の首脳である者が、これほど卑劣で邪悪な言掛りをつけることに対し、本当に恐ろしい気がいたします。これは(2)の(四)よりも、なお悪辣、無恥な捏造であります。

御法主上人は、当日の御目通りの時はもとより、過去十数年の御目通りにおいても、名譽会長に「懲罰云々」など

(6) 本年一月二〇日の名譽会長など五人の学会幹部の御目通りの件

—正信会に対する考え方について—

の言は、まったく述べたことはないと断言されております。当時は御法主上人お一人に対し、池田・秋谷両氏が御目通りしたわけで、二人が口裏を合わせれば、どのような卑劣なでつち上げも可能であります。しかし、御法主上人のご記憶は明晰であり、そのような御発言は断じてありうるはずはありません。それを「名譽会長も明確に聞いており、(中略)車中、同乗した秋谷・八尋に『宗門の懲罰委員会の構成はどうなつていてるか』とすぐ聞いていることからも明らかであります」と、さも車中における名譽会長の発言が、明白な依拠であるように言つておりますが、これは当日の御目通りで、御法主上人より種々指摘され、混乱した名譽会長が、日頃の宗門誹謗の言動と相俟つて、「懲罰云々」と言われたようと思ひ込み、車中におけるこの発言につながつたのであります。そうでないとすれば、わざと御法主上人のイメージダウンを図るために、あえて万々承知の上で「懲罰云々」をしつこく述べているとも取れます。いずれにせよ「懲罰云々」のことは、当日、御法主上人はまったく述べておられません。したがつて、この件につれて、宗務当局が重ねて明確にする必要はないと同時に、かえつて学会首脳が御法主上人を讒謗するものであると申しております。

また、宣徳寺の事業については、宗務院の承認を得た上で、所定の手続きを経て宗教法人宣徳寺の事業として遂行されたものであります。

なお、金銭貸借の問題については、住職個人間のものではなく、法人間の貸借ではあります。確かに手続き上の瑕疵もあり、この点については、今後、宗務院として厳正に指導いたします。

れた日顕上人は、御登座以来、一つには日達上人の宗門に対する学会の紛争の収束を尊重され、二つには牧口・戸田両会長以来の、正法正義の堅持と弘通という学会の伝統を信頼されて、日達上人が最終的に敷かれた協調路線を受け継がれ、訓諭や院達などで宗内僧俗を訓戒され、もって名誉会長や創価学会の組織を守られたのであります。

しかし、これを不服とした正信会の者達が、宗門の制止にもかかわらず、第五回檀徒大会を行つて名誉会長や創価学会に攻撃を行なつたので、宗門の統制の上からも、止むを得ず参加者に処分を加えたのであります。ところが、正信会の徒輩は、この状況より名誉会長と創価学会を守る御法主上人に対して、反抗の火の手を挙げたのが実状であります。それが、次第にエスカレートした結果、日顕上人への血脉を否定する暴挙に出たため、遂に檀徒處分に付されたのであります。

したがつて、これらの経緯からすれば、正信会の徒輩の信心の誤りは当然ながら、その不祥事件の元をただせば、学会の教義上の逸脱という、大きな問題があり、そこに根本原因があつたことは事実であります。正信会としても、当初は学会の逸脱についての日達上人の御意を体して、その誤りを糾すべく立ち上がつた経緯があつたのであります。

一月二〇日の御目通りでの御法主上人のお言葉は、現在の名誉会長や創価学会の体制に対し、このよつた一連の流れの上から、公正なる道理としてなされたものであると承つております。

なお、「私どもの承知している宗門裁判の行く末にも多大な影響があるものと憂慮するものであります」とは、まさに宗門に対する脅しとも受け取られ、日蓮正宗の信徒団体としての公式発言であるとは思えません。もともと「さきのよつた正信会に対するお話」というものが、創価学会首脳部の、六・三〇、一一・七への無反省からくる曲解した表現でありますから、宗務院としては、逆に創価学会首脳に対し、正直にして純粹なる信仰心に立ち返ることを、あえて要請いたします。

### (1) 本年一月二〇日の名誉会長など五人の学会幹部の御目通りの件

#### —学会の折伏について—

一月二〇日の御目通りの際、御法主上人より「最近、聖教新聞紙上に他宗の誇法義に対する批判が少なくなつた」と言わされたことを、学会は折伏をしなくなつたと捉えてい

それゆえに、名誉会長自身が、昭和五五年四月二日、聖教新聞紙上に掲載された「恩師の二十三回忌に思う」との所感の中で、「私が展開した昭和五十二年の一連の指導に発端の因があつたことは事実であります」と言われ、また数年前、名誉会長が東京の大石寺出張所において、御法主上人に御目通りした折、宗門の檀徒處分等について、「私の不徳です。深く反省しています」と述べられた旨伺つております。これこそ創価学会の首脳として、今後の僧俗一致のための、基本的にして忘れてならぬ反省であります。

これらの経緯を踏まえた場合、創価学会の首脳に、仮にも良心があるならば、正信会の問題が「学会とは関係ない問題であると私どもは受け止めています」などとは、決して言えることではありません。このようなことを、創価学会の公式見解として平氣で言えるところに、五二年路線における六・三〇、一一・七への反省が、まったくなされていないことを指摘するものであります。また、名誉会長自身、現在はまったくそのような念を抛棄してそれらに触れず、反省もなく宗門を云々し、また正信会のことを取り上げていることは、一連の経緯を無視し、自らの悪しき過去を、わざと隠蔽せんとするものであると、指摘するものであります。

るようですが、これは、信仰心を失つて、御法主上人の御真意を捩じ曲げてしか捉えられなくなつた証拠であることを、はじめに指摘いたします。

猊下は、末端の方々が苦労をして折伏をされていることは充分ご承知であります。そのために信徒各位が常に息災であるようにと、毎日御祈念をされているのであります。

日蓮正宗には、大聖人の仏法を広宣流布せしめ、一切の民衆に眞の幸福をもたらすべき重大な使命があり、またその唯一の宗団であることは、御開山日興上人の「未だ広宣流布せざる間は身命を捨てて隨力弘通を致すべき事」との御遺誠にも明らかであります。したがつて、信徒各位がそれに向かつて自行化他の信心を倍増せしめ、「いかなる大善を作り法華經を千万部読み書きし一念三千の観道を得た人なりとも法華經の敵をだにも責めざれば得道ありがたし」と仰せのように、眞の功德を信徒一同に得させてあげたいとの仏法の道理に照らしてのお言葉であることは、申すまでもありません。

日蓮正宗の信徒であるならば、かかる御法主上人の御指南は、自分達に功德をいただく道をお示し下さつたと、寧ろ拝跪合掌すべきであります。それを御法主上人に対し、「最近の折伏に破折がなくなつた」ということも理解に苦し

むお言葉であります」と批難し、聖教新聞紙上の「折伏」の語句を数えて数字を出すなどの大人げない所業や言動は、もはや日蓮正宗の信仰者の姿とは思えません。冷静に御法主上人の御慈悲を汲み取っていただきたいものであります。

#### (8) 本年七月二一日の池田・秋谷両氏の御目通りの件

##### 一週刊誌に関する件

週刊誌に学会の記事がいろいろ出ているようですが、宗門と週刊誌の記事とは何ら関係ありません。  
あえて申し上げますが、この度の伺書の(1)の項において、「大声をあげて、立ち上がるばかりの剣幕で『法主の発言を封じた。橋慢だ、橋慢誇法だ』と怒鳴られ、叱責されました。」と、第三者が聞くと、いかにも御法主上人が暴虐な態度をとつたように、誇張した書き方をしております。このことについて、御法主上人は、断じてそのようなことはなかつたと仰せであります。

また、「橋慢だ」と言い捨てるような言い方をしたように書いておりますが、猊下は常に「です」という丁寧な言葉を使われております。これでは、いかにも猊下の言葉使いが荒いと言わんばかりであります。これらは少しでも御

法主上人のイメージを悪くさせよつとする底意以外の何ものでもありません。

こうした曲言をしながら、ただ名譽会長の事に関してのみ、当方に週刊誌の記事が間違いであることを表明してもらいたいと要求するのは、御法主上人軽視も甚だしいもので、宗門外護の団体としてはまったく逆の行為であります。

また、週刊誌に掲載される事柄についても、「これまで名譽会長も学会もいつものように歯牙にもかけない態度できましたし、馬鹿馬鹿しくて相手にもしてきませんでした。今後とも、眼中に置かぬ態度に変わりありません」とい、連絡会議等においても当方に対し、「週刊誌の記事など真に受けて学会のことを云々しないで下さい」といながら、ここに来て「宗務院から是非とも事実を明らかにして下さい」とは、明らかに矛盾であり、その甚だしさに呆れるばかりであります。

誤解を解きたいのであれば、「歯牙にもかけぬ」等と言わずに、学会首脳として、まず御法主上人に関する種々の捏造記事を斬り、かかる後に、名譽会長についても弁明しては如何ですか。それが外護の立場というものであります。

#### (9) 本年一一月一四日の宗務院・学会連絡会議の件

##### 一二百箇寺に関する件

本年一一月一四日の東京常泉寺における連絡会議の折、藤本総監より学会寄進の二百箇寺計画の件につき、とくに東京における進捗状況が遅いということで、「江戸川の大護寺以来、都内二十三区に一か寺もできていない。理由は何か」と厳しい問責がありました」と、いかにも宗務院が権威を振りかざしているような言い方をしておりますが、事実を歪曲しております。このことは、一一月度の連絡会議の際、当初の計画として東京二三区内に一箇寺の寺院を建立される予定で、初年度には順調に江戸川の大護寺が建立されました。ところが、二年目以降、毎年一箇寺ずつの建立寄進の予定になつていてもかかわらず、六箇年が過ぎても何の進展も連絡もありませんので、都内の状況はどうになつてゐるのかと伺つたのであります。それに対して、種々問題があるとのことでしたので、それにつて教えて下さいと、お願ひしたのであります。そのように聞くことのどこが悪いのでしょうか。それを「大変高飛車な言い方で、しかも追及するような口調で切り出された」「まるで被告席に居て尋問をうけているような硬い、厳しい雰囲気でした」との言い方は、まさに悪辣な虚偽の

でつち上げであり、明らかに宗門に対する惡意の現われとしか言えません。

学会が主張するように、こうした寺院建立の問題こそ事務的レベルの問題で、連絡会議で充分検討すべきことなのではないでしょうか。それをちょっと伺つただけで、このような被害者意識を露呈して反論をされるのでは、宗務院として何も言えません。宗門の僧侶においては、誰一人として、学会の寺院建立の淨業を尊いと思わない者はおりませんし、とくに落慶入仏法要では、御法主上人より長い間にわたつて、その都度、真心の賛辞を賜つてゐることは周知のとおりであります。それにもかかわらず、このような悪口の限りを尽くす学会首脳の体質に対し、本当に悲しく淋しい思いがいたします。

よつて今後、宗門としては眞の御供養の精神に基づいて、寺院を建立していくつもりであります。本年末をもつて、總本山開創七百年も終了いたしますので、これを機会に、これまで記念事業として行われてきた二百箇寺建立寄進は、学会が言われるよう、「もともと契約のようなものではありません」ので、三重県白山町の仏徳寺を最後として、平成三年以降、残りの八九箇寺については、寄進を辞退いたしたいと存じます。よろしく御了承下さい。

以上

筆者による記述です。文部省の大臣が参考文献を用いて書いたもので、筆者は元々筆者ではありません。

筆者によると、筆者自らが書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。

筆者によると、筆者自らが書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。

筆者によると、筆者自らが書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。筆者が書いた文書を筆者自身が「筆者による記述」として扱うことは、誤りである。

平成二年一月三〇日

日蓮正宗總監

森 本 見 潤

創価学会会長

秋 稲 勝 之 助 敏

中成二年二月二八日付函面を御見いたしました。

「ニヤト」引用自体がきわめて不正確であり、明らかに意味を取り違えたものとしか見えない解釈が含むからです」とあります。この点を文書によってお示していただきなく思いました。

## ⑦宗務院より創価学会への返書

(平成二年一二月三〇日付)

以上

（平成2年12月30日付文書）  
不審な文書への警告

平成二年一二月三〇日

日蓮正宗総監

藤本日潤

創価学会会長

秋谷栄之助殿

平成二年一二月二八日付書面を拝見いたしました。

「（テープ）引用 자체がきわめて不正確であり、明らかに意味を取り違えたものとしか思えない部分が少なからずございます」とのことですが、それならば「お尋ね」の文書に示された引用文の、どの部分がどのように不正確であるのか、また意味を取り違えているとすれば、どの部分をどのように取り違えているのかを指摘出来るはずであります。この点を文書によつてお示しいただきたく思います。

以上

はお尋ねの件には何を論議するかと思ふ。それを尋ねる者は誰か、されどその件が誰が議論するかは、それが事実であるから、それも何を論議するかは誰かである。

たゞこの件は、それを誰が論議するか、それが何を論議するかが問題である。それは、これが何を論議するかが問題である。

たゞこの件は、それを誰が論議するか、それが何を論議するかが問題である。それは、これが何を論議するかが問題である。

大谷栄之郎  
財團法人創価学会

日本開拓団  
日蓮正宗教祖

日本開拓団

日本開拓団  
日本開拓団

### 「お尋ね」に対する回答

（二）

お尋ねの件は、その件が何を論議するかが問題である。それが何を論議するかは、それが何を論議するかが問題である。

### ⑧宗務院よりの「お尋ね」に対する

### 創価学会からの回答

（平成三年一月一日付）

しかし

この件は、その件が何を論議するかが問題である。それが何を論議するかは、それが何を論議するかが問題である。

しかし、この件は、その件が何を論議するかが問題である。それが何を論議するかは、それが何を論議するかが問題である。

また、書上、親頼より、手に入ったテープをもとに作成

## ⑧ 宗務院より「お尋ね」に対する回答

### 「お尋ね」に対する回答

#### (一)

宗務院よりの平成二年十二月十六日付書面をもって送付されました「第三十五回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチについてのお尋ね」につきましては、私どもと致しましては、あくまで話し合い等というお願ひを申し上げてまいりましたが、その思いは今も変わるものではございませんので、私どもの真情を是非ご理解いただきたく、重ねて申し上げさせていただきます。

にあつたようで、後世に禍根を残すことになると思うのでございます。

しかも、ことは連絡会議の席上でのことであり、直前までは、お互いに膝を交え、議題に沿つて、二百か寺建立計画、寺院の入仏式・起工式・ロサンゼルス・妙法寺庫裡の新築、香港・インドなど世界広布の進展状況等、平常通りの打ち合わせ、報告をさせていただいていたわけですから、突然、文書を突きつけて一週間以内に文書で回答せよと迫るご宗門の態度には、どうしても納得できない思いを禁じえなかつたのでござります。

総本山が疲弊の極にあつた戦後の混亂期を含め、過去半世紀余、ご宗門と学会の間には、確かに摩擦もありました。しかし、それは、いつの時代でも胸襟を開いた双方の率直な話し合いで解決し、僧俗和合して日蓮正宗の今日の大興隆を築いてきたわけでござります。にもかかわらず、今回に限つて、唐突に文書を突き付けられ、しかも一週間以内に回答せよと仰せられたのは、何か特別な意図でもあるのだろうかとの感を受け、まことに腑に落ちぬことでありました。

また、席上、総監より、手に入つたテープをもとに作成した文書である旨お話をございましたが、そのテープの出

所を明かすことはできない、とも言われました。そこで秋谷が、「それが改竄されたテープであつたり、不確かなものであつた場合、それを根拠に公式文書とされたのであれば、総監の重大な責任問題ともなります。総監さんのためにそれを心配するのです。その点から文書でなく話し合の方が多いのではないでしようか」と申し上げたのであります。また、出所の不明なテープをもとにした問い合わせは、到底、信頼関係にあるとはいせず、平成二年、開創百年の年頭にあたつて「僧俗和合」の「訓諭」を発せられた日顕上人のご宸襟を悩ましめることにもなりますので、まず出所を明らかにしていただきたいと、お願ひしたわけでございます。

そして、秋谷より、学会として完全なテープは保管している旨をお答えし、これに対し、最後に総監より、「今日は文書は出しません。別のやり方を考えましょう。テープを学会のものと突き合わせたらよいと思います」とのお話がありましたので、私どもは、その日はそれで失礼させていただいだわけございます。この間約三十分にわたり、この件についての話し合いが行われたのであります。

したがつて、私どもは、当然、その後、ご宗門よりテープの真偽についてお話をあるに違いない、と思っておりま

したところ、十二月十七日、突如、「お尋ね」文書に接したのでございます。

いかなる理由があるとしても、なぜ話し合おうとされないので、私どもは、ご宗門の真意がどこにあるのか、非常に理解に苦しんだのであります。

文書でいただいたお尋ねには、文書でご返答してもよいのですが、心からのご信頼をいただけぬままに文書でご返事申し上げれば、あるいは誤解のうえに誤解を重ねる結果となり、かえつて問題を複雑化する恐れもあり、永い将来の僧俗和合のためにも決してプラスになるとは思われません。私どもは、あくまでも話し合いで解決することが正しい道であると信じ、あわせて私どもの胸にわだかまつている事柄も、真実の和合を築くためには、この際、お聞きいただいた方がよいと考え、十二月二十三日付の総監宛の書面で、重ねてお話し合いをお願い申し上げ、また、お伺いをさせていただいたのでございます。

しかも、私どもは、それについては、文書でなければならぬとか、期日を限るとかということではなく、いつでもご都合のよいときに連絡会議等で、お教えいただきたいとお願いしたのでございます。

さらに、十二月二十八日付で私から総監宛に差し上げた

書面でも、名譽会長の真情をご理解いただくために、スピーチのテープを再生し、互いに確認しながら、お話し合いをさせていただきたいことをご提案申し上げたのでございます。

私どものこのようなお願いに対し、ご宗門が、総監から秋谷宛の十二月二十六日及び二十九日付書面において、あくまでも文書での回答をと言わるのは、「なぜ、そつまで対話を拒絶されるのか、まことに訝しく思われてなりません。頑ななまでに対話を拒まれ、取り合おうとされない態度には、悲しみすら覚えるのでございます。

さて、一連の書面で、ご宗門からの「お尋ね」文書に返答がないとご腹の件ですが、なぜ私どもが文書より話し合いをお願いしたかという件について、私どもの考え方を、一歩立ち入つて申し上げさせていただきます。

第一に、テープの「盗みどり」という卑劣な行為を憎むからでございます。

学会の会合では、参加者はテープをとらないことになつております。それは、テープは不正確にしか聞こえない場合が多いし、また、その場の雰囲気も正確に伝わらないため、後でそれを聞く人が必ずといつていいほど誤解するお

それがあるからです。したがつて、「お尋ね」文書の論拠となつてているのが出所不明のテープであるということは、そのテープは盗みどりされたものということにはかならず、この、テープの盗みどりという行為をご宗門はどうお考えになられるのでしょうか。盗みどりなどということは、道義的にもけつして許さるべきではなく、そうした行為を諫めるのが聖職者のあるべき姿ではないでしょうか。仮にどこからか届けられたものだとても、ご宗門と学会との関係にあつては、出所不明のテープが寄せられたがこれは本当かどうかと、まず真偽についてのお尋ねがあつて然るべきではなかつたかと、残念に思われてなりません。それをされないままに、いわば公式文書の論拠とすることは、世間では、到底通用しない非常識なことといわざるをえません。

したがつて、私どもとしましては、そうした文書に文書をもつてお答えすること自体、テープの盗みどりという卑劣な行為を結果として容認することにもなりかねませんので、文書による回答を控えさせていただいたわけでござります。

第二に、発言の不正確な引用及び切り文による誤解、曲

解でございます。

話し言葉による発言を引用した、こうした文書には常にあります。今回も、名誉会長の発言として引用されているものが、大事な部分において実際の発言と違つており、それにより、発言の意味が全く違つたものになつてしまつてゐるのです。

例えば、「お尋ね」文書では、「ただミ、真言亡国・禅天魔、法を下げるだけでしょう」と言つたとしておられますが、実際には、「どうしたら折伏ができるか」と前置きし、実践の上からの折伏の方法論を述べる中で、「ただ朝起きて『真言亡国・禅天魔』（笑）法を下げるだけでしょう」と述べているのです。すなわち、時と場所と状況もわきまえず、ただ「真言亡国・禅天魔」というような言葉を繰り返しているだけでは、折伏はできるものではないし、それでは逆に、結果として「法を下げるだけでしょう」と、折伏の実践に即して論じたものであることは、明らかなところであります。

そのことは、この会合に参加してその場の雰囲気を肌で

感じ取つてスピーチを聞いていた者には明確なことであり、四箇の格言を否定した発言であるなどと理解した者は誰もおりません。

から、学会を絶対にすばらしい」という記載がございます。これは、名誉会長のスピーチの引用なのでしょうか。もし引用であるとすれば、スピーチのどの部分を引用されたものなのでしょうか。それとも、出所不明のテープには、そのように録音されていたのでしょうか。明らかにしていただきたいのでございます。

これに該当するのではないかと思われる名誉会長の発言箇所としては、「工夫して折伏する以外ないでしよう。ね、日淳上人が一番よく分かっていますよ。それを学会がやつてるから、学会は絶対にすばらしい」という部分があり、「お尋ね」文書の記載とはスピーチの内容が全く異なつてゐるのであります。

このように「お尋ね」文書では、実際には発言されていない「折伏するがないでしよう、ね。日蓮正宗で、いかつたんですよ」という言葉を勝手に作出し、これを、別の箇所の「七百年間折伏がそんなに出来なかつたんですよ」という発言と並べることによつて、池田名誉会長が、日蓮正宗が七百年間全く折伏をやつてこなかつた旨の発言をした、という根拠に用いてゐるのであり、そこに意図的な策を感じざるえません。

池田名誉会長が、日蓮正宗の折伏について言及したのは、

それを、「朝起きて」という、状況を説明する文言を省いて、切り文的な文章にしてしまつてゐるのは、意図的ないことなのでしょうか、それとも、他の理由によるものなのでしょうか。それによつては、テープが改竄されたものであるか否かを判断する重要な材料になりますので、是非とも明快なお答えをいただきたくお願ひ致します。

いずれにしても、この発言が、あくまでも折伏を本としたものであつて、四箇の格言を否定したものではないことは、明らかであります。それを、撰受を本とした言い方であると断じてゐるのは全くの間違いであり、それは、雰囲気の伝わらないテープをもとにし、しかも、発言を切り文的に取り上げて曲解したために生じたものではないかと思われます。

しかるに、「お尋ね」文書は、このような間違いをもつて法義違背の発言とする根拠とされてゐるわけであります

ので、私どもとしては、これにつき、公式な場において誤りであることを認め、撤回していただきたいことを強く申し入れるものであります。

また、「お尋ね」文書の十三頁の、「ゴ大統領は」云々

のくだりには、「工夫して折伏するがないでしよう、ね。

日蓮正宗で、いなかつたんですよ。それを学会がやつてる

ます。

唯一「そんなに出来なかつたんですよ」という部分だけであります。ご宗門では「そんなに」と「まつたく」とが全く同一の意味であるとお考えなのでしょうか。この点も明らかにしてください。

学会は、過去の尾張法難をはじめとする数々の折伏・弘教による法難の歴史を否定したことなど一度もございません。それにもかかわらず、このような意図的とすら思える言葉のすりかえを根拠に、「僧俗の尊い弘教を冒瀆するもの」とまで決めつけられることは、まことに心外でございます。

さらに、「お尋ね」文書の二頁に記載されている「それがいけないって言うんですよ。折伏だけで、全部教条的にね、やれおかしいよって言うんだ。おかしいよ」という部分と、同文書十五頁に記載されている「世界の仏法流布という…折伏だけで、全部ね、教条的にね、やれっちゅうんです。おかしいじゃないか。そう書いてあるのに。」という部分とは、名誉会長のスピーチのどの部分の引用なのでしょうか。また、二頁と十五頁の引用は、同じ部分の引用なのでしょうか、それとも違う部分の引用なのでしょうか。このとおり、出所不明のテープに録音されているのでしょうか。

一見するかぎり同じ部分の引用であるように見受けられます。が、そうであるならば、なぜ表現がこれほど異なつているのでしょうか。そのこと自体からも、この「お尋ね」文書の根拠とする「テープ」なるものの再生・反訳の不正確さ、杜撰さが明白です。

いざれにしろ、両箇所に該当すると思われる実際の発言とはかなり異なっております。

このように、いくつかの例をあげただけでも、「お尋ね」

文書は、不正確きわまりない引用、もしくはすりかえとし

か思えない引用にもとづいて作成されているものでありますから、このようなものを前提にして文書による回答をすることは適切ではないと申し上げているのでございます。

第三に、伝聞をもとに断定する恐ろしさでございます。

「お尋ね」文書は、伝聞によれば、名誉会長が親鸞を賛嘆したとか、自分のスピーチを元にせよと言ったとし、「池田教」であるとか、「私的な法門」であると断定しております。

では、親鸞の件については、名誉会長が、いつ、どこで、

誰に、どういう内容で言つたのか。この点について、総監

より、是非とも責任ある回答をお示しいただきたい。單な

わけであります。したがつて、話し合いは今後も是非お願ひ申し上げるものですが、十二月三十日付書面で、「お尋ね」文書に示された引用文の不正確な点や意味を取り違えた点を指摘せよ、との強いご指摘がございましたので、今まで申し上げたことを前提としたうえで、以下において、謹んでお尋ねの諸点につきお答えさせていただくものでございます。

## (二)

### 一 前文の部分について

池田名誉会長のスピーチのテープによると、聖教新聞の内容と大幅に違つており、特に宗門に関することが故意に削られ改作されている、とのことであります。これは、全くの言いがかりであります。

そもそもスピーチというものは話し言葉でありますから、重複したり、ユーモアを交えて多少本論から外れ、話の本筋と関係のないことに言及したり、そのままでは文章にならない言い回しがあつたりするのは当然のことであります。また、会合の独特的雰囲気のなかでの発言や動作を交えての発言など、その場にいる者にしかわか

る伝聞を確かめもせずに公式文書にし、それを前提として「仏法違背である」と信仰者にとって致命的といえる断定を下すのは、名誉会長を陥れようとする悪意以外の何物ではありません。いつ、どこで、誰に言つたのか、お示しいただけないのであれば、速やかにかつ公式に、この部分を明確に撤回し、取り消しをすべきであります。

第四に、推量、憶測から結論を導く独断の弊でございます。

これは、文書を挙げた誰もが感じる点であります。「と思う」「と思われる」「と解釈される」等というのは、あくまでも受け止め方であり、受け止め方というのは人によっておのずから違ひがあるものであります。それは論理というより、多分に感情の次元の問題であり、そうした中の文書のやりとりでは、文面では十分には意が通じないだけに、いたずらに感情の行き違いが増幅されてしまつことを恐れるのでございます。これを埋めるのは、率直な話し合い以外にはないではないでしょうか。

以上のような考え方にもとづき、今日まで学会としては、話し合いを根本的に、文書での回答を控えさせていただいた

らないこともあります。これを記事にする段階で、スピーチの趣旨にてらして整理し、無関係の部分を削除したりなどするのは、これまた当然であり、編集の基本であります。

したがつて、そのテープ再生のものと、新聞記事と異なる部分があるのは当たり前で、その場合でもスピーチの趣旨自体にはなんら変わりはなく、これを改作などというのはあたらないのであります。

### 二 「御法主上人・宗門に関する件」について

1 「名誉会長は御法主上人に対して『権力』と決めつけておりますが、創価学会でいう『悪しき権威・権力と戦う』の『悪しき権威・権力』が、なぜ御法主上人に相当するのか、お示しいただきたいと思います。」

との点について――

これは、名誉会長のスピーチを誤解されたことにもとづくお尋ねであると思われますので、その点について申し上げます。

まず、一一・一六のスピーチにおいて、名誉会長は、「悪しき権威・権力」とか、「悪しき権威・権力と戦う」などとは、一言も述べておりません。

私見

該当部分の一・一六のスピーチを正確に引用致しますと、「私（日達上人）も人類の恒久平和のために、そして世界の信徒の幸福のために、猊下というものは信徒の、幸福を考えなきやあいけない。権力じやありません。毎日毎夜、大御本尊に御祈念申し上げております」という内容であります。

これは、日達上人のメッセージを紹介したもので、傍線の部分はその日達上人のお言葉の趣旨を強調し、敷衍したにすぎないものであります。これが、日達上人の信徒を思われる大慈悲のご境涯を賛嘆する意味で述べたものであることは明らかであり、それ以外の何ものでもございません。

また、一一・一六以外のスピーチの際に、名誉会長が「悪しき権威・権力」について述べたことはあります。それは、民衆を圧迫してきた国家権力、社会的ないし宗教的権力や権威等を指しているのであり、具体的には、本来、民衆の幸福のために奉仕しなければならない政治家、聖職者、マスコミ、組織・団体のリーダー等のあるべき姿勢を、貫して厳しく指摘しているのであります。そして、私たち学会幹部に対しても、大切な仏子である会員に奉仕すべきことを、厳し

任を取られるのでしょうか」との点について――  
ご指摘の名誉会長の発言については、スピーチの中で、日顯猊下が学会の平和文化運動に対して深いご理解をいたいでいるお言葉を引用させていただいていることからも明らかなどおり、決して猊下のことを指しているものではありません。

ただ、「お尋ね」文書に、ベートーベンの「歓喜の歌」の合唱についての誤った認識にもとづく指摘がなされていることに如実に示されているよう、「ご僧侶のなかには、文化平和運動について誤解をされる方がおられるのではないかと感じられてならないの方もおられるのではないかと感じられてならないのでございます。

一例をあげれば、宗内の教学の責任者として要職にあられる大村教学部長は、平成元年十月号の大白蓮華の裏表紙にガーター勲章の写真が掲載されたことに関して、それに十字章があることをとらえて、「これは十字架であり、キリスト教の本尊というべきものである」として、掲載にクレームをつけられました。そして、その後の連絡会議の席上でも、「イギリスという国はキリスト教の国でしょう」と言わされ、ガーター勲

く指導しているのであります。

2 「これらは、明らかに御法主上人に対する誣告であると思いますが、御意見を聞かせていただきたいと思います」との点について――

ご指摘の名誉会長の発言に主語がないことは自ら認めでおられるており、これは猊下がそのようなことを言われたとか、猊下のことを指しているとかといふものではなく、正信会等の、信徒を見下した僧侶の本質的傾向性を指摘したものであります。そして、この発言の真意は、あくまで布教にあたって、法を説く場合の時や機会等を勘案して賢明に行わなければ布教は進まないということを述べただけにすぎません。

それを、「明らかに御法主上人に対する言葉と受け止めるものと思います」とか、「日顯上人を指していりると思われます」などという憶測にもとづいて、猊下に対する誣告と決めつけられることは、まさに心外なことでございます。

3 「御法主上人は、いつ、どこで、仏法を基調とする平和文化活動を否定し、謗法などと言われていますか」及び「多くの会員の前で、このようなことを公言している池田名誉会長の不遜な言動に対して、どう責

章の十字章がキリスト教の十字架であるという自らの考え方固執しておられました。しかしながら、十字の形をしているからといって、それを直ちにキリスト教と同一視するのは全くの無認識であります。紋章学の世界的権威である、トーマス・ウッドコック氏は、「宗教的意味は全くない」と明言しております。同勲章は、英國王室の伝統と格式を象徴するものであり、信仰の対象となるものでないことはいうまでもありません。こうした事実を認識せず、先のように言うのは、文化運動に対するあまりの無理解をさらけ出すものであり、日顯上人のご指南にも反するのではないかと恐れる次第でございます。

4 「『猊下といふものは』などと、御法主上人を指導、もしくは批評するごとき言語表現が、公然となされておりますが、日蓮正宗の信仰をする者として、あまりにも謙虚さに欠けた慢心の言であると思いますが、創価学会としてこうした発言に対し、どのように申し開きをされますか」との点について――

第一番目のお尋ねに關して申し上げましたとおりでございます。ご指摘の発言にある「猊下」が日顯猊下

のことを指しているとか、まして、猊下を指導もしくは批評しようとするものであるなどということは、けつしてございません。また、「というものは」という表現につきましても、前後の文脈からお分かりいただけますように、日達上人のメッセージの趣旨を、話し言葉で強調し、敷衍したものに他ならないのであり、これをとらえて、「あまりにも謙虚さに欠けた慢心の言」とまで仰せになるのは、いかがなものかと思われます。

5 「（今の）猊下はまったく学会を守ってくれない」と考えるのは、まったく過去に受けた恩義を省みない無慚な心であると思いますが、「いかがでしょうか」との点について――

これもまた、名誉会長のスピーチを誤解されたことにもとづくお尋ねであると思われますので、その点について申し上げます。

まず、該当部分の一・一六のスピーチを正確に引用致しますと、「あくまで御書です。御本尊です。根本は。これだけわかればいい。あと、ちゃんと日淳上人、堀尻下、全部日達上人、きちつと学会を守つて下

さる、ね、方軌はできあがてるんです。不思議なことです、御仏智というものは」という内容であります。「方軌はできあがてるんです」という言葉があることから明らかのように、名誉会長は、代々の猊下により、学会を守つて下さる方軌ができるがっているということを言つてゐるのであって、けつして現猊下が学会を守つて下さらないということを言つてゐるわけではないのです。

それにもかかわらず、実際のスピーチの断片をとらえ、意味を取り違えて、「無慚な心である」と決めつけるのは、余りに一方的であると言わざるをえません。

1 「『会長を辞めさせられ』『宗門から散々にやられ』と公言するのは、まったく自語相違であります」との点について――

ご指摘の昭和五十三年十一月七日の全国教師総会並創価学会代表幹部会における挨拶及び昭和五十五年四月二日の「恩師の二十三回忌に思う」の所感は、現在もいささかも変わるものではございません。

ただ、十年前の一連の問題の経過の中では、山崎正友、原島嵩、宗内一部僧侶（後の正信会僧侶）等による学会攻撃と名誉会長追い落としの策謀があつたことはまぎれもない事実でございます。池田名誉会長は、その点から会長を辞めさせられたということを述べているのであり、また、後世への戒めとして、そのような反逆者、退転者の本質を厳しく彈呵しているのあります。

2 「正信会の名を借りて宗門を批判し、会員に宗門不信を懷かせる目的としているように思います。また、正信会に関することを述べる場合、学会の逸脱の問題から述べなければ、信徒に事実と反する誤認を懷かせ、宗門や寺院、僧侶等に対する不信を招く結果となる」との点について――

正信会が、猊下の血脉を否定したことはまぎれもない事実でございます。血脉の否定こそは、日蓮正宗の根本教義の否定であり、究極の惡業ではないでしょうか。故にこれをいかに糾弾してもしすぎることはないものと考えます。その意味では、正信会の輩が血脉の否定にいかなる口実をかまえようとも、ことの本質は

彼らの信心の根本の狂いにあるのであり、学会とは関係のないことであると思ひます。むしろ、ご宗門が正信会を破折し続けないとしたら、法主の血脉を根本とする日蓮正宗にとつて、そのことこそ理に反することではないでしょうか。

いずれにせよ、「正信会の名を借りて宗門を批判し」などというのは、あまりにもうがつた見方であり、池田名誉会長がそのような趣旨で話した事実は全くございません。

#### 四 「僧侶軽視の発言に関する件」について

1 「『正信会の僧侶』と言いつつも、明らかに現宗門の僧侶に宛てて非難しております」との点について――

ご指摘の名誉会長の発言は、すでに攘斥されている正信会等の、信徒を見下し蔑視している僧侶の言動について述べたものであり、現宗門のご僧侶に宛て述べたものではございません。「信者、信者」についても、言葉そのものに問題があるというのではなく、そこにこめられた正信会僧侶等の信徒蔑視の心根を指しているのであります。

なお、「奥さんをもらつて云々」については、そのこと自体の善悪を論じているのではなく、在家と変わらない生活をしながら、我偉として信徒を見下すようなことがあってはならないのではないか、ということを述べたものにすぎません。

2 「あたかも僧俗がまったく対等の立場にあるように言うのは、信徒としての節度・礼節をわきまえず、僧俗の秩序を失うものである」との点について――  
私どもと致しましては、宗門外護という精神のうえから、ときに率直に言上させていただいたことはあっても、今まで信徒としての節度・礼節をわきまえず僧俗の秩序を失わしめたことは一度もしてないと確信しております。

ただ、このようなご指摘、また僧と俗とは「一応平等」というような表現からは、本質的には、僧侶が上帝であり信徒が下であるという権威主義的な考え方を感じられてなりません。大聖人の仏法においては、信心の上では僧侶も信徒も全く平等なのではないでしょうか。

御書には、「今日蓮が弟子檀那又かくのごとし、

の礼儀有るべきか」の文の次下には、「信心の所は無作一仏、即身成仏なるが故に道俗何にも全く不同有るべからず、縦ひ人愚癡にして等閑有りとも我レは其ノ心中を不便に思ふべきか、之レに於いて在家出家の不同有るべし、等閑の義をなほ不便に思ふは出家・悪く思ふは在家なり、是レ則チ世間仏法の二ツなり」（富士宗学要集第一巻）とございます。これによれば、僧俗は本質的に平等であつて、僧俗の差別のよつてきたるところは、「等閑の義をなほ不便に思ふは出家・悪く思ふは在家なり」というところにあると挙され、けつして身分関係の上下ということではないのではないでしようか。

「宗門の布教と平和文化活動に関する件」について

- 1 「日蓮正宗では、七百年間まったく折伏・布教ということをやつてこなかつた、あるいはまったく出来なかつたと言われております」との点について――  
これについては、前記（一）に述べたとおりでござります。
- 2 「学会の大折伏に対し、宗門、あるいは僧侶が、

（中略）若し然れば貴賤上下をえらばず南無妙法蓮華経ととなるのは我が身宝塔にして我が身又多宝如来なり」（阿仏房御書）とあります。また、大聖人は諸御書の中で、しばしば「日蓮が弟子檀那」と、出家、在家を並び称され同等に呼びかけられています。

このように、僧侶と信徒の関係にあつては、まずなによりも、信心のうえでは僧俗平等であることが第一義であると思ひます。その上で僧侶と信徒の本分及び役割を生かした相互の尊重・和合があるのではないでしようか。大聖人は、「よき師とよき檀那とよき法と此の三寄り合いで祈を成就し国土の大難をも払ふべき者なり」（法華初心成仏抄）と、僧俗和合の精神を示されております。

それにもかかわらず、「お尋ね」文書は、日有上人の「化儀抄」に基づき、「僧俗の立て分け」「僧俗の区別」「礼儀をわきまえなければなりません」等と、さかんに僧俗の差別を強調されておりますが、「お尋ね」文書に引用されている「貴賤道俗の差別なく信心の人は妙法蓮花経なる故に何れも同等なり、然レども竹に上下の節の有るがごとく、其ノ位をば乱せず僧俗

それを軽んじたり、見下したり、また当たり前だなどと思つてゐるよう言つております」との点について

「お尋ね」文書では、「学会員の折伏弘教の姿を専しこそそれ、当たり前と思つて威張つてゐる者などは、一人もおりません」とお述べになつておりますが、私どもには残念ながらそのように感じられないご僧侶がおられるることは事実であります。

この点について、学会員の折伏実践に対する宗門側のご理解を是非とも賜りたいことは、先に送付申し上げた十二月二十三日付書面において、お伺いとして述べさせていただいたところでございます。

- 3 「誰が、どこで、平和文化運動をいけないと言つておりますか」との点について――  
これについては、前記「二、3」で述べたとおりでございます。

六 「『真言亡國・禪天魔』の発言に関する件」について

- 1 「『真言亡國・禪天魔・法を下げるだけでしょう。』との発言は、摺二門の上から明らかに摂受を本とし

た言い方であり、「大聖人の教判並びに権実相対等の法義に違背したものである」との点について――

この点については、(一)で詳しく触れ、その撤回をお願いしたとおりであり、名誉会長は「四箇の格言を少しも否定しておらず、ゆえに、それをもつて、大聖人の教判並びに権実相対等の法義に違背した」という断定は、全くの的外れなものと言わざるをえません。

なお、学会においては、教学の基本として、四箇の格言等の教判について、日常的に学習徹底しております。また、教学の基礎的理解を試す教学部の初級試験においてはしばしば四箇の格言を出題しており、最近では、平成二年十二月二日に実施した初級試験でもやはり出題して、その理解の徹底に努めているのでござります。

2 「一一・一六以後の名誉会長の発言として、大聖人と親鸞のイメージを比較し、「親鸞は親しみやすく、大聖人は強いイメージがあり、これではこれから折伏ができない」として、「親鸞のイメージのごとき親しみが、これから折伏の条件」のように言われ、

『大聖人の慈悲深い面をもつと表面に出したり、法門の中にもよいことがあるので、それを判りやすく説く私のスピーチを元にするよう』に、と言われたそぐです」との点について――

名譽会長は、最近確かに大聖人と親鸞について語つたことはありますが、その趣旨は「お尋ね」文書とは全く異なるものであり、そのことをきちんと確認されれば、このような質問は絶対になかったであろうと思われます。前記(一)で述べたとおり、伝聞にもとづく推測の怖さがここにございます。まして、「私のスピーチを元にするよう」などと述べたというのに至つては、全くの事実無根であります。

このような、未確認の伝聞を前提としたうえで推測を重ね、「大聖人の人格と教法を否定する重大な仏法違背である」とか、さらには、「池田教による大聖人観」「勝手に大聖人の法門を分断するのは、私的な法門」などと決めつけられるのは、池田名譽会長に対する悪意にみちた陥れといわざるをえません。この点については、強く抗議するとともに、その撤回を求めるものでございます。

## 七 「『歓喜の歌』の合唱について」について

ベートーベンの「歓喜の歌」のシラー作の原詩には「神々」とあり、「キリスト教の神を讃嘆した内容」であるから、これをドイツ語で歌うことは、「外道礼讃」となり、「キリスト教を容認・礼讃することになる」と批判されております。

しかしながら、「歓喜の歌」をドイツ語で歌つたからといって、それが直ちにキリスト教の「容認・礼讃」になるわけではありません。芸術は、その表現形式や言葉において、いずれもその時代の文化の制約を受けるものであります。シラーレの原詩にしても、「神々の」という言葉を使っていますが、詩全体の調べとしては、唯一神教としてのキリスト教の神を礼讃しているものではなく、また、神々一般を礼讃するための歌でもないのです。

むしろ、このような表現をとおして、自己のうちにある神々しい力を贊美しているのであり、それはすなわち、理性であり、内からの喜びであり、人間の自由であるということは、広く理解されているところである

平成三年一月一日

創価学会会長

秋谷栄之助

以上

藤本日潤殿  
日蓮正宗総監

の問題がたびたび議論される事態が現れてゐる。しかし、本來の宗教的問題は、その本質からして、必ずしも政治問題ではない。したがつて、その問題を政治問題として扱つては、必ずしも誤りである。

本來の宗教問題は、必ずしも政治問題ではない。したがつて、その問題を政治問題として扱つては、必ずしも誤りである。

また、朝鮮半島の民族問題は、必ずしも政治問題ではない。したがつて、その問題を政治問題として扱つては、必ずしも誤りである。

しかし、朝鮮半島の民族問題は、必ずしも政治問題ではない。したがつて、その問題を政治問題として扱つては、必ずしも誤りである。

## ⑨ 創価学会からの「『お尋ね』に対する回答」についての宗務院よりの指摘

問い合わせるに、創価学会からの「『お尋ね』に対する回答」についての宗務院よりの指摘

（平成三年一月一二日付）

まことに、生前御本部役員としてある者として、本件の問題を

あります。よって、この月一二日付にて、お尋ねの件は、必ずしも誤りである。

また、小説の著者も大體間に該當する回答を示され

ましたが、たゞ著者の名前については、この点は非難改

(平成3年1月12日付)

◎ 質問学舎の「お尋ね」に対する回答

創価学会会長  
秋谷栄之助殿

宗務院より平成二年一二月一六日付をもつて送付いたしました「第三五回本部幹部会における池田名誉会長のスピーチについてのお尋ね」について、七日以内に文書による回答を求めましたところ、学会から一二月二三日付で送付された回答は、質問内容に一切答えないものであったばかりか、逆に捏造された事実無根の事項を含む九項目の「お伺い」なる文書をもつて、御法主上人や宗門を非難攻撃するものがありました。

これは、宗務院に対して誠意が示されないばかりか、日蓮正宗の信徒として考えられない不遜な言論行為であります。まして法華講本部役員としてふさわしい姿であろうはずがありません。よって、一二月二六日付をもつて、もはや回答を示す意志がないものと受けとめた旨、通知したのであります。今回の宗規改正の措置には、このような背景があつたことは事実であります。

また、宗務院より提示した質問に誠意ある回答を示されなかつた学会に対して、当方としては、このように非難攻撃

撃を旨とした九項目の「お伺い」には、本来、答える必要はありませんが、その内容があまりにも信心を失つたものでありましたので、正信に目覚める一助として、一二月二九日付で回答を送付したのであります。

しかし、学会では、宗務院からの回答を待たずに、捏造を含む九項目の「お伺い」なる文書を、一方的に多くの会員に配布したのであります。また、機関紙等を通じて、あまりにも偏った報道をくり返しております。これは、明らかに御法主上人や宗門に対する悪意によつてなされているものとしか捉えられないであります。一方、学会より宗門の一二月二六日付の書面に対する一二月二八日付返書が到着いたしました。宗務院としては、一二月三〇日付書面で、テープ引用に相違があれば、それを指摘せられたい旨、申し入れました。それに対して、学会より平成三年一月一日付をもつて、ようやく当初の「『お尋ね』に対する回答」が送付されてきましたが、一二月二三日付文書に示された不誠実と同様、核心をぼかし、内容をすり替え、弁解にならない弁解に終始しています。また、当方のテープの反証の相違を挙げておりますが、肝心の部分においては、相違のないことが確認されました。

そのうえで、宗務院としては、「お尋ね」に対する回答に、まったく反省や誠意のかけらもみられないことを強く指摘するとともに、再度これに対して反省を促すべく、一文を纏めました。

この書面、及び一二月二九日付回答で指摘したことが、明確に認識できれば、おのずから学会の非が明らかになるものと思います。池田名誉会長、並びに学会首脳の誤った信仰の姿勢が、そのまま純真な信心に励む一般の会員にまで影響することを強く恐れるものであります。池田名誉会長、並びに学会首脳各位には、大聖人の仏法の基本、根幹がいざこにあるかをよく考えられ、自らの大慢の旗を倒して、本宗本来の正信に帰すべきであります。そして、ここで指摘したこと、及び一二月二三日付をもって詰問してきた捏造を含む無礼極まりない九項目の内容に対し、正直に反省し、御法主上人をはじめ奉り、宗門並びに一切の信徒に対し、懺悔の姿の徹底を強くもとめるものであります。

平成三年一月二二日

日蓮正宗總監

藤本日潤

以上

がいざこにあるかをよく考えられ、自らの大慢の旗を倒して、本宗本来の正信に帰すべきであります。そして、ここで指摘したこと、及び一二月二三日付をもって詰問してきた捏造を含む無礼極まりない九項目の内容に対し、正直に反省し、御法主上人をはじめ奉り、宗門並びに一切の信徒に対し、懺悔の姿の徹底を強くもとめるものであります。

### ①テープの再生・反訳の相違について

宗務院として、この回答を一読し、改めて池田名誉会長のスピーチを聞き直しましたところ、確かに当方のテープの反訳に、下記のとおり相違がありました。

(イ) 宗務院提出の「お尋ね」一三頁の「工夫して折伏するのがないでしょう、ね。日蓮正宗で、いなかつたんですよ。それを学会がやつてから、学会を絶対にすばらしい、ということであります。」は、「工夫して折伏する以外ないでしょう。ね、日淳上人が一番よく分かっていますよ。それを学会がやつてから、学会を絶対にすばらしい、ということであります。」であります。

(ロ) 同じく一六頁の「ただ……、真言亡国・禪天魔、法を下げるだけでしょう。」は、「ただ朝起きて、『真言亡國

・禪天魔』。(笑い) 法を下げるだけでしょう。」であります。

(ハ) 同じく二頁の「それがいけないって言うんですよ。折伏だけで、全部教条的にね、やれおかしいよって言うんだ。おかしいよ」と、一五頁の「それがいけないと言っています。折伏だけで、全部ね、教条的にね、やれっちゅうんであります。おかしいじゃないか。そう書いてあるのに」とは、もともと同一箇所で、二頁の引用はミスプリントでした。

但し、(イ)、(ロ)の場合、故意によるものではなく、テープが聞き取りがたかったことによるものであります。ともかく相違していた点、及びそれに基づいてお尋ねした件に関してはお詫びし、撤回します。

### ②改竄テープでないことが判明

もとより、宗務院には同日のスピーチについて、数箇所

の会場で録音されたテープが寄せられており、当方の調査の上からも、一二・一六の「お尋ね」の元になつたテープが改竄されたものでないことは判つておりました。しかし、

### 「お尋ね」に対する回答についての指摘

#### ①について

純な信徒の中には、会館に来れない家族や同志のため、名譽会長の指導を聞かせ、信心の糧にしようと思う人がいても当然のことではないでしょうか。それを禁止する

方が不自然であります。そのために、入場に際しては、婦人のバッグを開けさせるような、人格を無視することまでして、テープレコーダーの持込みを禁止するのは、テープにとられては困ることを話しているからではありませんか。民主化とか、対話とかいいながら、その実は閉鎖的で陰湿な体質を端的に表わしていると思います。しかも「そしした行為を諫めるのが聖職者のあるべき姿」というのは、自らの不合理を省みず、他を言つ無慚な言であります。

学会が、やれ世界に開かれるの、民主化であるのというのなら、テープレコーダーの持込みなどの些細なことがらにとらわれず、正々堂々と会合を開き、スピーチすべきであります。

#### ④ 「親鸞云々」について

「親鸞の件については、名誉会長が、いつ、どこで、誰に、どういう内容で言つたのか。この点について、総監より、是非とも責任ある回答をお示しいただきたい」とあります。この件に関して、学会は名誉会長を陥れようとする悪意であると決め付けておりますが、これは宗門の捏造で

はありません。確かに筋から聞いたことではありますがあれを提出した人を証人にはすることは現時点では困難であり、出処を明かせませんので、今回はこの件について「お尋ね」を撤回いたします。

#### ⑤ 「推量・憶測」等について

ご承知のように、名誉会長のスピーチには主語や目的語がない場合がかなりあります。そのような中で、「と思う」「と思われる」「と解釈される」と表現するのは、主語や目的語がない以上、それに対して推量でしか言えない性格のものであるからです。とはいっても、一一・一六の会合に出席した会員から寄せられた証言や、また実際にテープを聞いた私どもとしても、素直に聞いてみて感じられることを述べたものであります。また、学会首脳へ「お尋ね」の形式で質問している以上、いまだ断定はできなかつたから推量の形でしたためたのであります。もし、宗門や一般の会員に誤解を招きたくないのであるならば、今後は主語や目的語を明確にして公明正大にスピーチをすべきであります。

#### (2) 一回答の問題点について

学会より送付された一・一の「『お尋ね』に対する回答」では、当方で認めた聞き違い事項を含め、いろいろ反論しておりますが、その中で、核心の部分についてはまつたく触れず、またごまかしているように思いますので、指摘いたします。これは池田名誉会長をはじめ、学会首脳の信仰の基本姿勢にかかるものですから、熟読の上、速やかに改心されるよう願います。

#### ① 「前文の部分」について

宗務院が問題としているのは、名誉会長のスピーチにおいて、本宗信仰上の不適切な発言を、多くの信徒が聞いているという影響の大きさを問題にしているのであります。

もともと、名誉会長の実際の発言が、本宗の信仰において許されるか許されないかの判断は、創価学会側ではなく、つねに日蓮正宗側にあることは明らかであります。その正当な立場からみて、名誉会長の問題とすべき指導が、聖教

新聞紙上では削られていたということを、ありのままに述べたまでであります。それを新聞の整理・編集行為と混同すべきではありません。したがつて、ここでの学会の回答における指摘は、問題のすり替えであると逆に指摘します。なお、それでも執拗にそれをいうなら、スピーチの「会長を辞めさせられ」は、聖教新聞では「私も三代会長を勇退していた」と大きくすり替え、また日達上人の御指南を敷衍したはずの「猊下」というものは「云々」はまつたく削除されております。もし、これが日達上人のお言葉を強調して敷衍したものであるとするならば、なぜ削ったのでしょうか。むしろ積極的に掲載すべきではありませんか。

このように、実際の問題発言が、聖教新聞紙上ですり替え、あるいは削除されているということ 자체、やはり学会として、あるいは聖教新聞社として、故意に問題発言を覆い隠すために改作したものとしか、言いようがないことを指摘します。

#### ② 「御法主上人・宗門に関する件」について

「猊下というものは信徒の幸福を考えなきやいけない。

権力じやありません」という名譽会長の発言に対し、学会は「これは日達上人のメッセージを紹介したもので、傍線

部分（上記の発言）はその日達上人のお言葉の趣旨を強調し、敷衍したにすぎないものであります。これが、日達上

人の信徒を思われる大慈大悲のご境涯を賛嘆する意味で述べたものであることは明らかであり、それ以外のなにもの

でもありません」といつております。

学会がいうように、この発言の前後には、確かに日達上

人のお言葉が引かれております。しかし、それをもつて、上記のように釈明するのは、苦しまぎれのごまかしである

としか思われません。

スピーチのその部分の流れをもう一度振り返ってみます

と、「（日達上人の）『私も人類の恒久平和のために、そして世界の信徒の幸福の為』ですよ。猊下というものは信徒の幸福を考えなきやあいけない。権力じやありません。

『為に毎日毎夜、大御本尊に御祈念申し上げております』」

という流れです。

もし、これが日達上人の御指南を信徒の立場から敷衍したものとするならば、例えば「猊下が、全信徒の幸福を考

えておられることは、私どもにとつてまことにあります」とい

て「猊下といふことは、私どもにとつてまことにあります」とい

ておられるることは、私どもにとつてまことにあります」とい

ておられるることは、私どもにとつてまことにあります」とい

ておられることは、私どもにとつてまことにあります」とい

## 2 「御法主上人に対する誣告云々」について

なければ、到底できない発言であります。すなわち、猊下の信徒に対する御指南を、権力によつて信徒を抑えつけるものと決めつけ、それを非難したところに真意があるとうべきであります。

そもそも本宗において、御法主上人が至尊の御方であることは、いまさら申すまでもありません。それは、大聖人以来の血脉法水を御相承され、御一身に所持遊ばされていふからであります。このことは、御本仏大聖人が末法万年の法体護持、令法久住をはかられる上で、「血脉の次第日蓮日興」と、その方規を明確に定められたところに淵源が存するのであり、以来、嫡々師資相承して、御当代に至つてゐるのです。

したがつて、時の御法主上人は、その権能の上から一宗を総理し、つねに令法久住、広宣流布への方途を指し示さるのであり、僧俗は挙つてその御指南を押し、信行に邁進していくべきことは、理の当然であります。

このことから、名譽会長が「猊下といふものは信徒の幸福を考えなきやいけない。権力じやありません」と発言し、血脉付法の御法主上人を見下し、悪しき権力と決めつけたことは、本宗信徒として、絶対にあるまじき慢心による不

遜な言動であり、強く指弾されるべきであります。

当方からの「お尋ね」の(1)と(3)で指摘した「全然、またあの難しい教義を聞いたつて解んないもの。誰も解んねえ。ドイツ語聞いてるみたいでね。それで『俺偉いんだ。お前ども、信徒ども、信者、信者』そんなのはありませんよ。この時代に、ね。時代とともに歩まなきやいけませんよ。」の発言に対する学会の「ご指摘の名譽会長の発言に主語がないことは自ら認めておられるとおりであり、これは猊下がそのようなことを言われたとか、猊下のことを指しているとかというものではなく、正信会等の、信徒を見下した僧侶の本質的傾向性を指摘したものであります。そして、この発言の真意は、あくまで布教にあたつて、法を説く場合の時や機会等を勘案して賢明に行わなければ布教は進まないということを述べただけにすぎません。」「ご指摘の名譽会長の発言は、すでに擯斥されている正信会等の、信徒を見下し蔑視している僧侶の言動について述べたものであり、現宗門のご僧侶に宛て述べたものではございません。」

と釈明しておりますが、これは主語がないことを利用して、その本意をごまかしたものであります。

ここで、「俺偉いんだ。お前ども、信徒ども、信者、信者」と言う者がいるとすれば、それは僧侶であります。学会では、これを正信会の僧侶であると言ひ訳をしておりましたが、正信会の徒輩はすでに八年以上前に擯斥された、本宗僧侶ではない者たちであります。ゆえに、そういう者に對して、「難しい教義を聞いたって解んない」とか、「俺偉いんだ。お前ども、信徒ども」というような発言が出てくる必然性がまつたくないであります。よつて、名譽会長が一一・一六のスピーチにおいて、こうした発言をすることは、当然、現宗門僧侶に充てられたものとしかそれません。それは、宗務院へ送られてくる信徒の証言からも明らかであり、これを聞いた者は大概本宗僧侶のことであると受け止めております。

また、「全然、またあの難しい教義を聞いたって解んないもの。誰も解んねえ。ドイツ語聞いているみたいでね」との発言は、僧侶の中でも、とくに総本山の二大法要等において甚深の御説法をされる御法主上人に充てられたものであることは明らかであります。

この二大法要における御法主上人の御説法は、本宗の甚深の法義を説かれるのでありますから、難解であることは当然であります。その時々の法門における筋道の深い意義が示されているのであります。信徒としては、この御説法を信心をもつて拝聴し、つとめて学んでいくよう心掛けることが肝要であるにもかかわらず、このように批判するのは、名譽会長自身や学会首脳に、基本的な日蓮正宗の信仰心が欠けているためであり、大きな慢心がある証拠であります。

もしかしに、正宗僧侶の中に信徒を見下し、また僧侶としてあるまじき行為をしている者がいるとすれば、それこそ地方協議会や連絡会議などで取り上げるべきであつて、信徒間の会合で発表すべきものではありません。そのようなことをすれば、信徒の間に僧侶不信、宗門不信の念が植えつけられ、溝を深めるだけだからであります。

なお、この発言が正信会を指したものであり、御法主上人や現宗門の僧侶を指したものでないとするならば、名譽会長や学会首脳が、今でも正信会の徒輩と直接的な接触をもち、その言を聞いているということなのでしょうか。そううとしかとれない弁解であると指摘しておきます。

### 3 ガーター勲章について

宗務院として、大村教学部長が創価学会に対して、平成元年一〇月号の『大白蓮華』の裏表紙の写真について注意したのは、「ガーター勲章」正式には「聖ジョージ十字章」の掲載を、「ただちに誘法に当たる」とか「いけない」と言つたのではありません。まして、掲載されてしまったものを、後から「やめてくれ」と言つたところで、どうにもなるものではありません。この件は、大勢の僧侶や信徒の中には、とくに心情的・感情的に鋭敏・潔癖な人も多くあります、「大白蓮華」という、いわば日蓮大聖人の法義を伝える教学理論誌の裏表紙に、「聖ジョージ十字章」が、大写しにされることによつて、あたかもキリスト教を容認する恐れがあるから、細心の配慮を尽くされるよう、申し入れたものであります。

この件については、昨年七月の連絡会議において、再度蒸し返して一方的に抗議してきたため、八月の連絡会議において、尾林海外部長からも重ねて説明し、学会側も諒承

されたことであります。

にもかかわらず、一・一の回答のよう、いつまでも同じことを蒸し返し、問題視してくるところに、学会の怨念を元とする執拗にして陰湿な体質を感じるのであります。こうした体質が、世間からも嫌悪され、恐れられる一原因になつてゐることを自覚すべきであります。こうした体質を改め、正直に、潔い姿を示すことこそ日蓮正宗信徒としての正しいあり方ではないでしょうか。

### 4 「猊下といふものは」との言い方にについて

この点については、この書の②の1で述べたとおりであります。

#### ③ 「創価学会創立五十周年当時の回顧の件」について

1 「会長を辞めさせられ」「宗門から散々やられ」等に

『恩師の二十二回忌に思う』に関しては、一応「現在も

いささかも変わるものではありません」としておりますが、上記で述べた事柄は、まさしくそれに違背しているものとしか言いようがありません。

また「ただ、十年前の一連の問題の中では、山崎正友、原島嵩、宗内一部僧侶（後の正信会僧侶）等による学会攻撃と名誉会長追い落としの策謀があつたことはまぎれもない事実でございます。池田名譽会長は、その点から会長を辞めさせられたということを述べているのであり、後世への戒めとして、そのような反逆者、退転者の本質を厳しく弾呵しているのであります」と弁解をしておりますが、これは事実をすり替えたものであるとしか言いようがありません。

誰の策謀があろうとなかろうと、五二年路線という学会の教義上の逸脱を主とする一連の問題は、『恩師の二十三回忌に思つ』の中に「私が展開した昭和五十二年の一連の指導に、発端の因があつたことは事実であります」とあるとおり、やはり当時会長であった池田氏の指導に原因があつたことは否めません。とくに、昭和五二年一月一五日の第九回教学部大会における講演『仏教史観を語る』は、当時の学会問題を表面上に惹起させる大きな機縁となりました。

ようとするものか、この二つの何れかであります。  
現在まで辿ってきた、宗門と学会との協調路線の原点が、昭和五三年の六・三〇と一一・七にあることは、お互いに認知するところであり、最近では昨年七月二一日の御目通りの折に、御法主上人が池田名譽会長、及び秋谷会長に確認せられたところであります。しかし、上記の考え方は何れも六・三〇、一一・七に違背するものであります。名譽会長、及び学会首脳の考えが何れにあるにせよ、この二つの中に入るならば、それは日蓮正宗の仏法への違背であります。このことからも、名譽会長、及び学会首脳は即刻改心して、本宗本来の信徒の姿に戻るべきであります。

## 2 「正信会の取り扱いの件」について

正信会の取り扱いについて、宗務院としては、正信会の徒輩の血脉否定は、最大の謗法であると認識しております。この根本的誤りにおいて、彼らを攘斥に処したのであります。決して学会を非難したからというだけで攘斥したなどということではありません。

上來述べてきたように、正信会の徒輩の多くは、当初学

た。これに対しても、宗門は学会の誤りを糺したのであります。それが昭和五三年の六・三〇において教義上の問題は一応是正され、一一・七のいわゆるお詫び登山で学会執行部の責任として、また総講頭の責任として反省とお詫びを行なはずであります。しかし、この問題はそれで済むような簡単な問題ではなかつたので、翌年四月二十四日、この一連の問題の中で会長を勇退し、同二六日には一切の責任をとつて、総講頭を辞任したはずであります。

山崎正友や正信会等の策謀は、宗門と学会とを切り離そうとしたところにあるのであって、教義上の逸脱については、池田氏の指導に根本原因があつたことは間違いないのない事実であります。したがつて、宗務院としては、この一連の問題の責任は、すべてその長たる池田氏にあつたのであります。そのため一ー・七で反省懺悔し、会長を退いたと認識しております。またこれは周知のことであります。それを他人へ責任転嫁して、「裏切られ、たたかれ、私は会長を辞めさせられ、ね。もう宗門から散々やられ、正信会から馬鹿にされ……」というのは、自身の非を最初から認めないうわべだけの反省であつたものか、あるいは今になつて五二年路線という、過去の過ちがなかつたとしてすり替え

会の五二年路線という教義上の逸脱を糺していくとして立ち上がり、若手僧侶であつたことは事実であります。その働きかけと日達上人の御指南によつて、学会は自らの非を反省し、誤った路線を糺すことができ、そして宗門との協調路線を歩むことになったわけであります。したがつて、正信会のことについて言及する場合は、つねにこのことを念頭において発言するのでなければ、学会が最初から誤りや逸脱がなかつたように糊塗することになり、歴史を歪曲する結果となるのであります。

本来、このようなことは、いまさら改めて指摘するまでもなく、一連の経過において、名譽会長自身が知悉していることがあります。それにもかかわらず、最近のスピーチでは、「僧という立場、衣の権威を利用して、健気に信・行・学にいそしむ仏子を謗法呼ばわりし、迫害した悪侶らがいた」「学会は一切に勝つた」というように、短絡的な表現をするのは、明らかに正信会にこと寄せて、一つにはかつての自らの誤りを隠して正当化し、さらには現宗門僧侶に対するイメージダウンを図つた策謀と思わざるをえないのであります。まして、正信会のあり方について、その結果のみをもつて「学会とは関係のないことであると思ひ

ます」との回答は、無責任にして、無慚極まりないものであると断じます。

#### ④ 「僧侶軽視の発言に関する件」について

この点については、この書の②の2で述べたとおりであります。

##### 1 「信者・信者」の発言について

日有上人の『化儀抄』の「貴賤道俗の差別なく信心の人は妙法蓮華經なる故に何れも同等なり、然れども竹に上下の節の有るがごとく、其の位をば乱せず僧俗の礼儀有るべきか」との仰せについて、当方の「お尋ね」では「御本尊を拝する姿においては、一応平等であります。そこには当然僧俗の区別があり、礼儀をわきまえなければなりません」と指摘したことに対して、学会は「僧と俗とは『一応平等』というような表現からは、本質的には、僧侶が上で

##### 2 「一応平等」等について

あり信徒は下であるという権威主義的な考え方を感じられます。大聖人の仏法においては、信心の上では僧侶も信徒も全く平等なのではないでしょうか」、また「僧俗は本質的に平等であつて、僧俗の差別によつてきたるところは、『等閑の義をなほ不便に思ふは出家・悪く思ふは在家なり』というところにあると拝され、けつして身分関係の相違ということではないのではないか」と解釈しておりますが、これは明らかに曲解であります。

まず、「化儀抄」というもの自体が、一般信徒に示されたものではないということであります。つまり、「化儀抄」は、第九世日有上人の日頃の御指南を、弟子の南条日住師が書き留められ、若くして御登座された第一二世の日鎮上人へ、奉呈されたものであつて、一般の僧俗が、自らの考えをもつて輕率に判断すべきものではありません。

また、「信心のうえでは平等である」というのは、当然のことですが、この信心の意味するところを履き違えておられます。「化儀抄」でいう信心の意味するところは、妙法の御本尊に向かつて本門の題目を唱えるところ、すなわち九界即仏界といふ本因妙成仮の義をいふのであります。そこには当然僧俗の差別はなく、平等であります。しかし、

『化儀抄』の「然れども竹に上下の節の有るがごとく、其の位をば乱せず僧俗の礼儀有るべきか」との仰せは、明らかに平等の中にも上下の差別があることを示されたものであります。したがつて、その外の一切の信仰活動上の化儀について、平等であるという御指南ではありません。

しかし、学会でいう信心の意味は、信心そのものというより、信仰活動の全体に渡つており、ただ役割分担の上のみに、僧俗の相違があるとするものであります。それは、学会のいう「僧侶と信徒との関係にあつては、まず何よりも、信心のうえでは僧俗平等であることが第一義であると思ひます。そのうえで僧侶と信徒との本分及び役割を活かした相互の尊重・和合があるのでないでしょか」といふ主張から明らかであります。

ここに、大きな誤りがあります。日興上人の『遺誠置文』の中に、「若輩たりと雖も高位の檀那より末座に居るべからざること」とありますように、信心の化儀中においては、やはり能化所化の次第、僧俗の分位、初信後信の前後が存するのであります。また『弟子分帳』でも、弟子分・俗弟子分等の区別がなされているごとくであります。

僧侶は、総本山において修行し、血脉付法の御法主上人

より免許を蒙つた法衣を着ているのでありますから、大聖人の仏法の法位において、当然信徒より上席であります。これは権威主義などというものではなく、仏法に定められた規範として、仏法流通の上の、僧侶に備わる本来のあるべき姿であります。したがつて、僧俗には大聖人の仏法に即した本来的な差別が存するのは当然であります。平等面のみを見て差別面を排するところには、九界即仏界も、差別即平等も一切なくなつてしまします。なお、学会の回答の中で引いている『阿仏房御書』の「日蓮が弟子檀那」との表現は、他の多くの御書でもみられる表現であります。しかし、あくまでも「弟子」の次に「檀那」であり、「檀那弟子」と示された御書がないことも知るべきであります。指摘いたします。

信徒としては、『新池御書』の「末代の衆生は法門を少分こころえ、僧をあなづり、法をいるかせにして悪道におつべしと説き給へり、法をこころえたる・しるしには僧を敬ひ、法をあがめ、仏を供養すべし、今は仏ましまさず、解悟の智慧を仏と敬ふべし、いかでか徳分なからんや、後世を願わん者は名利名聞を捨てて、何に賤しき者なりとも、法華經を説かん僧を生身の如來の如くに敬ふべし」との御

文を軽々に看過してはなりません。それを本質的に皆平等であるとし、対等意識をもつて僧俗和合を進めるなどといふのは、大きな慢心の表われであると同時に、和合僧團を破壊する五逆罪に相当するものであります。

さらに、このような主張の中には、三宝破壊の兆しがあると言わねばなりません。もともと仏法においては、三宝への絶対の信心が基本であります。かつて、五二年路線を反省する学習教材として、昭和五四年一月の『大白蓮華』には、三宝中の僧宝について、「正法を正しく継承伝持あそばされた血脉付法の日興上人を随一として、歴代の御法主上人、広くは、御法主上人の法類である御僧侶の方々が僧宝なのです。(中略) 僧宝がいかに尊く大事な存在であるかを知り、尊敬と感謝と報恩の信心をもつて御僧侶を敬い、僧俗和合の姿で広宣流布に邁進していくことが肝要です」と、正しい三宝の挙し方を、学会自らが示しているのであります。

したがつて、この点を外して僧俗平等などというならば、それはまさしく当家の三宝を破る大謗法であります。また、この御法主上人に信伏隨從する僧侶は、当然、法位において僧宝の一分に入るものですから、本質的に僧俗平

等、僧俗対等などと主張することは、信徒として仏法の位階をわきまえないと大増上慢者と断ぜざるをえません。

## ⑤ 「宗門の布教と平和文化活動に関する件」について

1 「宗門僧侶が学会員の折伏を当たり前だと思つてゐる」としていることについて

学会側としては、一二・二三付の書面で質問したものとしておりますから、それに対する宗門側の一九の回答を再度熟読すべきであります。

## 2 僧侶が平和文化運動をいけないと言つてゐる点について

この点については、この書の②の3のとおりでありますから、よく読み返し、学会首脳の認識に誤りがあつたことを反省すべきであります。

## ⑥ 「『真言亡國・禪天魔』の発言に関する件」について

### 1 学会の見解について

この書の(1)で示したとおり、反訳の相違は認めます。

しかし、折伏の方法論の一つとして、ただ朝起きて「真言亡國・禪天魔」と唱えることによって、折伏ができると信じている人がいるとでも思つてゐるのでしょうか。それ

をあのような形で、大聖人の四箇の格言を引合いに出して、無慚な笑い話の材料にすること自体が、法を下げるごとであるといふべきであります。

宗門のいわんとするところは、学会が四箇の格言を否定していないまでも、大聖人の伝統法義を教条主義的と決めて、文化・平和運動のみを強調することが、引いては大聖人の教義そのものを廢する危険性につながると指摘するものであります。

また、四箇の格言の意義は深いものがあり、七〇〇年を経た今日においても、これら権宗の思想的害毒が、社会に広く根強くはびこつてゐることに対し、破折、並びに教導していかなくてはならないのであり、軽々に教条的だなどと考えるべきではありません。

### 2 「親鸞云々」について

### ⑦ 「歓喜の歌」について

#### ⑦ 「歓喜の歌」について

歓喜の歌をドイツ語で歌うことは、外道礼讃になると指摘したことに対する、これを狹量な解釈であると決めつけております。当方においても、「歓喜の歌」が、芸術として高い評価を得てゐることは、充分承知しております。

しかし、この歌詩を自己のうちにある神々しい力を賛嘆したものと解釈して、外道とはまったく無関係であるといふのは、明らかに間違つております。

この歌詩をどのように意義づけようと、原詩の表現は、ギリシャ神話の神々・エリュージオン(樂園)、旧約聖書の、知天使ケルビム・創造主等々の語句を見ても、外道そのものといえます。

したがつて、この歌がどんなに世界の名曲であつても、つねに四悉檀を心にかけ、中でもとりわけ第一義悉檀をもつて、一切衆生を大聖人の仏法に導くという、尊い使命を

持つ日蓮正宗の信徒が、それも外国文化の伝統ある国々においてならともかく、とくに日本国内において、その会合等でことさらに合唱団を組んで歌い上げるのは、明らかに世間への迎合というべきであります。正直に方便を捨てよとの大聖人の仏法における信徒として、まことにふさわしくない姿であります。

以上

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。お詫び申す。

## ⑩ 宗務院より宗内僧侶宛に 発せられた「急報」

(平成三年一月一五日付)

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。

お詫び申す。本件は御心よりお詫び申す。

(平成三年一月一五日付)

## 発せられた「急報」

### ⑩宗務院より宗内僧侶各位

平成三年一月一五日

宗内僧侶 各位

急 報

ような卑劣極まる宣伝をしたのであり、問題の本質をすりかえる学会の無慚な体質を表すものであります。

故に宗門の方針は些かも変わらないので、宗内僧侶各位には、このようない謀略的な記事に惑わされることなく、いよいよ御法主上人猊下のもと、一結して既定の方針に従つてご精進願います。

創価学会は一月一五日付聖教新聞において大見出して  
「宗務当局『テープ』の誤り認め質問撤回」とか「今回の措置が根底から崩れる」などの言辞をもって、宗務院からの「お尋ね」文書がいかにも全面的に誤りであつたかのようない印象を与える卑劣な記事を掲載しております。

しかし実際には、一月六日・一〇日教師指導会で大村教学部長が説明したとおり、テープの一部聞き違いによる相違があつたのみで、今回の問題の肝心な部分においては、何らの誤りもなく、名譽会長の猊下蔑視発言は明確にして、厳然たる事実であります。

このことは、一月一二日付で宗務院より創価学会へ宛てて送付した書面に明らかであり、全国寺院へも送付したので熟読願います。この一月一二日付書面を受け取った学会は、宗門の指摘した肝心な部分については全く触れずこの

問取の登場と封廻文書

日 載 (是夜)

日本門の宗派として存する問題は、誠に手厳しいものである。この問題は、二月一日一二日付で内閣文書局に提出された。内閣文書局は、その問題を認めた。その問題は、三月一日付で内閣文書局に提出された。内閣文書局は、その問題を認めた。その問題は、三月一日付で内閣文書局に提出された。内閣文書局は、その問題を認めた。

## 大 日 蓮（号外）

現時点における

### 学会問題の経過と往復文書

平成三年一月二十五日 発行

発行所 大日蓮編集室  
静岡県富士宮市上条一〇五七番地

印刷所

株式会社  
静岡県富士宮市若の宮町一四〇

宗内管部 香道

日蓮正宗遺稿

大日蓮の著述、論述、批評、解説等の書類を収録するもの